

# 未来とやま

## 展開目標1 結婚・出産・子育ての願いがかなう環境づくり －県民希望出生率1.9へ－

- 1 出会いから結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の推進
- 2 保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開
- 3 仕事と子育てを両立できる職場環境づくり
- 4 子育て家庭などの経済的負担の軽減
- 5 子どもの健やかな成長支援

## 展開目標2 真の人間力を育む学校教育の振興と家庭・地域の教育力の向上

- 6 少人数指導と少人数学級の組合せ等による充実した教育の推進
- 7 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- 8 いじめ・不登校対策と人権を大切にする心の育成
- 9 子どもの可能性を伸ばす教育の推進
- 10 家庭・地域の教育力の向上
- 11 大学教育の振興とコンソーシアム等の活性化
- 12 県立大学における教育研究体制の充実と地域への貢献
- 13 生涯にわたる多様な学びの推進
- 14 ふるさとを学び楽しむ環境づくり

## 展開目標3 文化・スポーツの振興と多彩な県民活動の推進

- 15 県民が芸術文化と出会い、親しむ環境づくり
- 16 県民が芸術文化の創造に参加し、交流する機会の充実
- 17 質の高い文化の創造と世界への発信
- 18 スポーツに親しむ環境づくりの推進
- 19 全国や世界の檜舞台で活躍する選手の育成
- 20 多様なボランティア・NPO活動の推進
- 21 若者の自立促進と活躍の場の拡大
- 22 男女共同参画社会づくり
- 23 グローバル社会における地域づくり・人づくり

## 展開目標4 ふるさとの魅力を活かした地域づくり

- 24 「くらしたい国、富山」の発信による移住の促進
- 25 自然や歴史・文化など地域の魅力のブラッシュアップ<sup>®</sup>と世界文化遺産登録の推進
- 26 地域の個性を活かした景観づくり
- 27 豊かで美しい農山漁村の持続的な発展と都市との交流
- 28 水と緑の森づくり・花と緑の地域づくり

政策の柱	未来とやま	政策名	1 出会いから結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の推進				
政策目標	結婚を希望する人が結婚し、子どもを持ちたいと願うすべての人が、安心して妊娠・出産ができる社会が実現していること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
合計特殊出生率  (一人の女性が一生の間に生む子供の数を示す値)	1.37	1.50	1.35	1.29	H28(2016) 対比 上昇させる	県民の 希望出生率 1.9に向けて 上昇させる	要努力	
	指標動向の 補足説明	R6年次の合計特殊出生率は、前年(1.35)に比べ0.06ポイント低下し、過去最低の1.29となった。県民の希望出生率1.9とは開きがあり、さらに努力が必要。						
	達成見通しの 判断理由	国、県、市町村が役割分担をしながら、企業や地域との連携のもとに、中長期的な視野に立って粘り強く継続的な取組みを進めているもの、これまで以上に取り組みが必要と考えられることから、要努力と判断した。						
乳児死亡率  (出生千人当たりの乳児死亡数 (生後1年未満の死亡数))	2.0	2.2	2.4	1.2	H28(2016) 対比 低下させる	H28(2016) 対比 低下させる	達成可能	
	指標動向の 補足説明	死亡数が少ないため毎年の変動が大きい。						
	達成見通しの 判断理由	R6年次の乳児死亡率は前年(2.4)に比べ1.2ポイント低下した。乳児死亡数が少なく毎年の変動が大きくなる傾向はあるが、周産期や新生児期の搬送体制が構築されていることから達成可能と判断した。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
子育て世代包括支援センター設置市町村数	H27:3市町村 ⇒ H28:7市町村 ⇒ H29:9市町村 ⇒ H30:11市町村 ⇒ R1:12市町村 ⇒ R2:14市町村 ⇒ R3:15市町村	子育て世代包括支援センターを設置した市町村数はR3.4に15市町村となり、目標は達成。 ※子育て世代包括支援センターは令和6年4月1日以降子ども家庭総合支援拠点と機能を統合し、「子ども家庭センター」として運営
高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数	H23:17校 ⇒ H24:13校 ⇒ H25:19校 ⇒ H26:21校 ⇒ H27:20校 ⇒ H28:24校 ⇒ H29:26校 ⇒ H30:28校 ⇒ R1:28校 ⇒ R2:2校 ⇒ R3:8校 ⇒ R4:12校 ⇒ R5:17校 ⇒ R6:21校	R2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施校が少なくなっているが、コロナ禍が明け、関係機関等との連携により、少しづつ実施する学校が増加してきている。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見（官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見）

- ・子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）がH28.5児童福祉法等の改正により、母子保健法に位置づけられた（H29.4.1施行）。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（H26.12）」では概ね5年後、ニッポン一億総活躍プランでは、令和2年度までの全国展開を目指すとされた。当県においては、R3.4に全15市町村で設置されている。
- ・児童福祉法改正に伴い、令和6年4月から市町村における母子保健（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉（旧子ども家庭総合支援拠点）に関して包括的に支援を行う子ども家庭センターが推進されている。
- ・結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するための地域少子化対策強化交付金が、平成25年度補正予算において創設（平成26年度補正予算でも措置）され、さらに、平成27年度補正予算で地域少子化対策重点推進交付金が創設（平成28年度以降当初予算でも措置）された。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
結婚を希望する男女のサポートの充実及び気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とやまマリッジサポートセンターにおいて、個別マッチング、出張登録会等を実施し、新規会員の登録促進及びマッチング件数の増加を図っている。</li> <li>・出会い系や交流、結婚を希望する独身者と、独身者を支援する県内事業者をつなぐプラットフォームとして「TOYAMATCH」を運営している。</li> <li>・企業・団体等が県内で開催する婚活イベント開催への補助を実施している。</li> <li>・結婚支援ネットワーク会議等により、市町村や企業、団体等で婚活支援に関するノウハウを共有し、連携・ネットワークを構築するなどにより結婚支援体制の強化を図っている。</li> </ul>
いのちの尊さを学ぶライフプラン教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児とのふれあい体験や産婦人科医等による特別講演など、児童・生徒の発達の段階に応じたライフプラン教育を実施している。</li> <li>・大学生や専門学校生の中からピアカウンセラーを養成し、高校や学園祭、駅・ショッピングセンター内などで、結婚、妊娠、出産を含めたライフプランに関する啓発や相談を実施している。</li> </ul>
周産期保健医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU(新生児集中治療管理室)の整備等の必要な医療体制が整備されたことにより、乳児死亡率は改善されてきている。</li> <li>・周産期医療機関と行政とが連携し、地域毎に妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化が図られている。</li> </ul>
母と子の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターやこども家庭センターを整備する市町村に対する連絡調整や技術支援を実施している。</li> <li>・産後うつの普及啓発や、保健・医療従事者を対象とした研修や事例検討を実施し、市町村と連携した切れ目ない支援を図っている。</li> <li>・子ども医療電話相談については、平成21年7月に制度を開始し、平成30年7月に受付時間を拡充しており、着実に相談実績を伸ばしている(H22 3,897件→R6 11,119件)。</li> </ul>

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
結婚を希望する男女のサポートの充実及び気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とやまマリッジサポートセンターを中心として、民間活力を継続的に取り込みながら、社会全体で結婚を希望する人を応援する体制の構築が必要である。</li> </ul>	
いのちの尊さを学ぶライフプラン教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校の事例紹介を行うなど、小・中・高校を通して乳幼児とのふれあい体験の機会の充実を図る必要がある。</li> <li>・妊娠・出産年齢の上昇に伴うリスクについて理解を促すため、結婚、妊娠、出産を含めたライフプランに関する啓発や相談が必要である。</li> </ul>	
周産期保健医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産年齢が高くなるに伴い、ハイリスク妊婦やNICU(新生児集中治療管理室)が必要な新生児が増加しており、NICUやMFICU(母体・胎児集中治療管理室)等の医療体制と母子保健事業の連携を深め、妊産婦や乳幼児の健康管理の強化が必要である。</li> </ul>	
母と子の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦や乳幼児の健康管理に関する正しい情報の提供や相談体制の充実が必要である。</li> <li>・不妊や不育症に悩む夫婦の支援や、安全で安心な妊娠・出産のためのきめ細やかな支援の充実が必要である。</li> <li>・妊産婦のメンタルヘルスケアの充実のため、市町村と連携した妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が必要である。</li> </ul>	

## 政策評価表

政策とりまとめ課 :

厚生部 こども家庭室子育て支援課

TEL(直通):076-444-4103

政策の柱	未来とやま	政策名	2 保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開					
政策目標	家庭や地域において、安心して子どもを生み育てられる環境が整備されるとともに、社会全体で子育てを支える気運の醸成が図られていること。							

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
病児・病後児保育事業実施箇所数  (病児・病後児保育事業を実施している施設数)	70か所	124か所	186か所	183か所	140か所	150か所	既に達成	
	指標動向の補足説明	保護者ニーズに対応して、病児・病後児保育事業を行う施設数は、年度により増減はあるが増加傾向にある。						
	達成見通しの判断理由	実施個所数は着実に増加しており、今後も、保護者ニーズに応じて病児・病後児保育を実施する施設は増加すると見込まれる。						
放課後児童クラブ数  (保護者が昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するクラブ数)	209か所	253か所	305か所	309か所	274か所	279か所	既に達成	
	指標動向の補足説明	保護者ニーズに対応して、放課後児童クラブ数が順調に増加している。						
	達成見通しの判断理由	クラブ数は着実に増えており、今後も、保護者ニーズに応じて増加すると見込まれる。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
一時預かり事業実施箇所数	H22:127か所 ⇒ H23:129か所 ⇒ H24:134か所 ⇒ H25:137か所 ⇒ H26:141か所 ⇒ H27:143か所 ⇒ H28:143か所 ⇒ H29:144か所 ⇒ H30:149か所 ⇒ R1:148か所 ⇒ R2:155か所 ⇒ R3:158か所 ⇒ R4:156か所 ⇒ R5:157か所 ⇒ R6:163か所	一時預かり事業を実施する施設は、ニーズに応じて増加傾向にある。
とやま子育て応援団の利用度	H22:33.2% ⇒ H23:44.5% ⇒ H24:51.6% ⇒ H25:49.4% ⇒ H26:53.7% ⇒ H27:50.3% ⇒ H28:50.8% ⇒ H29:58.2% ⇒ H30:61.7% ⇒ R1:62.4% ⇒ R2:69.3% ⇒ R3:76.1% ⇒ R4:73.0%	サイトでのPRやチラシの配布等により、利用度は高まっている。 (R5・6利用度調査未実施)
子育て支援員研修修了者数	R3:134人 ⇒ R4:137人 ⇒ R5:125人 ⇒ R6:118人	毎年一定数の修了者となっている。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 平成27年度から、幼児教育や保育、地域の子育て支援の量と質の拡充・向上を図る「子ども・子育て支援新制度」が施行された。
- 平成30年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」で、放課後児童クラブについては、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図るとされた。
- 市町村は、地域住民の多様なニーズを把握したうえで、子ども・子育て支援事業計画を策定し、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施している。
- 成長戦略会議ウェルビーイング戦略WGの委員より、各種子育て支援サービスがあるものの周知が足りない制度もあるという意見あり。

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
多様な保育サービスや放課後児童クラブの拡充	・病児・病後児保育などの多様な保育サービスの実施箇所数や放課後児童クラブ数は、着実に増加しているが、保護者のニーズに応じて、より一層充実させる必要がある。
子育て情報の提供や相談機能の充実	・地域子育て支援センターや利用者支援事業、子育てホームページなど、子育ての情報提供や相談機能の充実に努める必要がある。
地域住民による子育て支援の促進	・ファミリー・サポート・センターやとやまっ子さんさん広場等の設置により、地域住民による子育て支援の充実が図られている。
社会全体での子育て支援の気運醸成	・とやま子育て応援団の普及促進等により、子どもの成長や子育てを社会全体で支える気運の醸成を図っている。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
多様な保育サービスや放課後児童クラブの拡充	・特別保育の実施箇所数や放課後児童クラブ数は順調に増加しているが、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、適切に充実させる必要がある。	○
子育て情報の提供や相談機能の充実	・保護者がニーズに合わせて適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等の体制の充実を図る必要がある。 ・各種子育て支援サービスの周知強化や利用に対するイメージアップを図る必要がある。	○
地域住民による子育て支援の促進	・核家族化や都市化が進み、子育て家庭の育児に対する不安感や負担感が大きくなっていることから、身近な地域における子育て支援活動をさらに充実させるとともに、支援者の掘り起こしに努める必要がある。	○
社会全体での子育て支援の気運醸成	・家族や地域の子育て力が低下し、子育て家庭の育児に対する不安感や負担感が大きくなっているため、家族のふれあいの大切さを啓発する活動を促進するとともに、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する気運の醸成が必要である。	○

政策の柱	未来とやま	政策名	3 仕事と子育てを両立できる職場環境づくり				
政策目標	仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や県民の意識醸成が図られ、男女ともに、積極的に子育てに関わっていること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの県内企業数(うち従業員100人以下の企業数)  (一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業数(累計))	1,559社 (1,049社)	1,891社 (1,343社)	2,391社 (1,825社)	2,475社 (1,906社)	2,200社 (1,650社)	2,300社 (1,750社)	既に達成
	指標動向の補足説明	平成29年4月から県条例により、行動計画策定義務の対象を従業員30人以上の企業に拡大した。これに伴い、仕事と子育て両立支援推進員の企業訪問や行動計画策定研修会の開催など小規模企業に対する支援の強化に取り組んできた結果、策定企業数は増加した。					
男性の育児休業取得率  (育児・介護休業法に基づく育児休業を取得した男性労働者の割合)	達成見通しの判断理由	行動計画策定義務対象を平成29年4月から30人以上の企業に拡大したことにより、小規模企業に対する策定支援にもきめ細かく取り組んだ結果、目標を達成した。今後は取り組みを継続し、この水準の維持に努める。					既に達成
	指標動向の補足説明	男性の育児休業は、令和5年度及び6年度の調査結果で大きく上昇した。					
達成見通しの判断理由	男性の育児休業取得率は、令和5年度以降大きく上昇しているため、「既に達成」とした。今後、さらなる男性の育児休業取得の促進を目指し、仕事と子育て両立支援推進員の企業訪問、企業向けセミナーの開催、働き方改革の推進などに引き続き取り組んでいく必要がある。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
仕事と子育て両立支援推進員の訪問件数(累計)	H29:519件 ⇒ H30:1,020件 ⇒ R1:1,320件 ⇒ R2:1,558件 ⇒ R3:1,804件 ⇒ R4:2,046件 ⇒ R5:2,330件 ⇒ R6:2,579件	訪問件数の累計は順調に増加している。
元気とやま!子育て応援企業の登録数	H24:259社 ⇒ H25:276社 ⇒ H26:315社 ⇒ H27:330社 ⇒ H28:370社 ⇒ H29:375社 ⇒ H30:407社 ⇒ R1:415社 ⇒ R2:436社 ⇒ R3:442社 ⇒ R4:492社 ⇒ R5:564社 ⇒ R6:621社	登録数が増加している。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

- ・次世代育成支援対策推進法により、一般事業主行動計画の策定が義務付けられている対象が、平成23年4月からは、従業員301人以上の企業から101人以上の企業に拡大された。
- ・平成26年度末が期限とされた次世代育成支援対策推進法については、期限を10年間延長するとともに、一般事業主行動計画について、新たな認定制度を創設し、計画の策定・届出に代えた実績公表の仕組みが追加された。
- ・令和2年5月29日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、重点課題として男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、男性の家事・育児参画の促進、働き方改革と暮らし方改革などが掲げられ、男性の育児休業取得率について2025(令和7)年までに30%を数値目標としている。
- ・令和3年6月改正、令和4年4月施行の育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けなどが盛り込まれた。
- ・事業所内保育施設推進事業については、令和4年度の官民協働事業レビューにおいて、事業の潜在的ニーズがないか等を調べてみるべきとして、「一部改善」とされた。
- ・令和6年5月改正、令和7年4月から段階的に施行する育児・介護休業法では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の拡大などが盛り込まれた。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	本県は全国平均よりも中小企業の割合が多い状況を踏まえ、「子育て支援・少子化対策条例」(H21.6制定)により、法よりも対象を拡大して、平成23年4月から従業員51人以上の企業に、平成29年4月からは従業員30人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、仕事と子育てを両立できる職場環境整備が進展している。
事業主への意識啓発の推進	元気とやま！子育て応援企業(H24～)の登録企業数は、621社(R7.3末)と順調に伸びている。また、イクボス企業同盟とやま(H29～)の加盟企業は、371団体(R7.3末)と着実に増加している。このほか、令和元年度からは働き方改革実践モデル企業を選定し、伴走支援型コンサルティングにより改革を実践してもらうとともに、その取り組み過程や成果を報告会で県内企業に示すことで横展開を図っている。 引き続き、男女がともに仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりなど、働き方改革の推進に取り組む必要がある。
男性の家事・育児への参画の促進	6歳未満児のいる夫の家事・育児時間は104分(R3社会生活基本調査)と、全国平均を下回っており、男性の家事・育児参画をより一層推進する必要がある。

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	・一般事業主行動計画については、条例により策定義務対象となっている従業員51人以上の企業の策定割合は88.5% (R7.3)、平成29年4月から策定義務対象となった従業員30～50人企業の策定割合は77.9% (R7.3) となっている。 引き続きこれらの企業に対し行動計画の円滑な策定・更新ができるよう、支援に取り組んでいく必要がある。	
事業主への意識啓発の推進	・元気とやま！子育て応援企業の登録企業数やイクボス企業同盟とやまの加盟団体数は順調に増加しているが、仕事と子育ての両立をさらに推進するため、事業主による実効性のある取組みをより一層充実させる必要がある。	
男性の家事・育児への参画の促進	・家庭においては、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性が育児等家庭に参画することへの社会全体の意識の一層の醸成が必要である。	

政策の柱	未来とやま	政策名	4 子育て家庭などの経済的負担の軽減					
政策目標	経済的な環境にかかわらず、子どもを持ち育てたいと思う県民一人ひとりの希望を実現するための取組みが推進されていること。							

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合  (県内の未就学児を持つ保護者を対象としたアンケート調査)	74.8% (H25)	70.2% (H29)	- ※	- ※	H29(2017) 対比 低下させる	H29(2017) 対比 低下させる	達成可能	
	指標動向の 補足説明	多子世帯等の経済的負担の軽減を図っており、子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合は低下している。 ※評価数値は、各事業の実施状況を見ながら、適切な時期に調査を実施する。						
	達成見通しの 判断理由	幼児教育・保育の無償化や、無償化の対象とならない0～2歳児の保育料軽減など各般の経済的負担の軽減施策の実施により、目標の達成は可能と考えられる。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「とやまっ子 子育て応援券」の利用率	H25:81.9% ⇒ H26:87.4% ⇒ H27:81.4% ⇒ H28:81.4% ⇒ H29:86.2% ⇒ H30:88.7% ⇒ R1:87.8% ⇒ R2:87.8% ⇒ R3:87.1% ⇒ R4:90.1% ⇒ R5:83.2% ⇒ R6:92.9%	対象サービスの拡充や制度周知により、登録加盟店数も増えたことでより利便性が向上し、利用率は上昇している。
「がんばる子育て家庭支援融資」による無利子融資件数(累計)	H27:268件 ⇒ H28:440件 ⇒ H29:611件 ⇒ H30:781件 ⇒ R1:933件 ⇒ R2:1,039件 ⇒ R3:1,161件 ⇒ R4:1,308件 ⇒ R5:1,480件 ⇒ R6:1,611件	実質無利子化した初年度(27年度)は件数が多かったが、その後は年間100～170件程度で推移している。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 改正子ども・子育て支援法の成立により、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施された。(対象:0～2歳児は住民税非課税世帯、3～5歳児は全世帯)
- 令和2年度から、私立高等学校等の授業料について、年収590万円未満世帯を対象とした授業料の実質無償化が実現され、令和7年度からは、これまで対象外となっていた年収910万円以上の世帯も授業料の一部が補助されることとなった。
- 令和2年度から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対する大学等の授業料及び入学金の減免制度が創設されるとともに、給付型奨学金の対象や給付額が大幅に拡充された。

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
子育て家庭のニーズにマッチした支援の推進	・子育て家庭に対しヒアリングやアンケート調査を実施し、ニーズを把握するとともに、子育て支援・少子化対策県民会議における支援策の検討を踏まえて、子育て家庭への効果的な支援策を推進している。
出産、保健、医療等に要する費用負担の軽減	・子どもを望む夫婦が経済的負担が重いことにより諦めることがないよう、不妊治療費の助成や、市町村と連携した不育症治療費の助成を実施している。
多子世帯等の経済的負担の軽減	・市町村と連携し、子育て応援券を拡充した子育て支援ポイントの付与や、保育料・副食費の無償化・軽減に取り組んでいる。 ・多子世帯に対し、教育費や住宅の新築・購入・リフォームに対する実質無利子融資を行っている。 ・県営水力発電事業の効率的な運営により得られる収益の一部を活用して、多子世帯の電気料金負担を軽減するために支援金を支給している。
就学にかかる経費負担の軽減	・年収約910万円未満世帯の高校生等に就学支援金を支給するとともに、私立高等学校については、無償化の対象とならない年収590万円以上910万円未満世帯の授業料の上乗せ補助を行うほか、低所得者世帯に入学料等の減免補助を行っている。令和3年度から入学料等の減免について、非課税世帯に加え、新たに多子世帯(子ども3人以上)のうち、年収590万円未満世帯に対しても支援を行っている。令和5年度から授業料の上乗せ補助を拡充している。令和6年度から入学料等の減免について年収910万円未満の多子世帯・ひとり親世帯に対しても支援を行い、年収590万円以上910万円未満の多子世帯・ひとり親世帯を対象として授業料の実質無償化を行った。 ・令和7年度は所得制限で就学支援金が不認定となった高校生等を対象に高校生等臨時支援金により授業料相当の支援を行う。 ・また、低所得世帯の高校生等には、授業料以外の教育費に対する支援として、給付金を支給し、修学に係る経費の負担軽減を図っている。令和2年度から、新入生に対する前倒し給付、家計急変のため住民税非課税世帯に相当すると認められる者に給付を行っている。 ・経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して無利子の奨学金を貸与している。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
出産、保健、医療等に要する費用負担の軽減	・不妊治療、不育症治療には心身ともに負担がかかることから、治療費の助成に加え、妊娠、出産、治療に関する不安や悩みの相談に対応していく必要がある。	<input type="radio"/>
多子世帯等の経済的負担の軽減	・県民が理想の数の子どもを持つことができるよう、子育てに係る経済的負担の軽減を図る必要がある。	<input type="radio"/>
就学にかかる経費負担の軽減	・すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、引き続き支援していく必要がある。 ・滞納者・滞納額が増加しており、制度利用者間の公平性、将来の貸付財源の確保の観点から、回収率の向上を図る必要がある。	<input type="radio"/>

政策の柱	未来とやま	政策名	5 子どもの健やかな成長支援			
政策目標	子どもたちが、虐待・いじめなどの人権侵害を受けることなく、健やかに成長しているとともに、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、学び・遊び・体験活動等を通じ心身の豊かさ・たくましさを育んでいること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
いじめの認知件数とその年度内解消率  (児童生徒千人当たりのいじめの認知件数と年度内解消率(文部科学省の定義による))	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	8.9件	31.6件	31.6件 (R5)	限りなく ゼロに 近づける	限りなく ゼロに 近づける	要努力	
	(解消率) 81.0% (小・中・高・特)	86.5%	71.9%	71.9% (R5)	限りなく 100%に 近づける	限りなく 100%に 近づける		
	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	(「いじめの認知件数」について) ・「いじめの認知件数」を数値目標として設定し、より少ない認知件数を目指すことは、積極的な認知を推奨する現在の姿勢とそぐわないものと考えられることから、最終目標を検討する必要がある。 (「年度内解消率」について) ・「いじめが解消している」状態とは、相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)いじめの行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととされている。したがって、1月以降にいじめを認知した場合、年度内で3ヶ月以上いじめが止んだ状態になることはあり得ず、その年度の「いじめ解消率」が100%になることはない。「年度内解消率」とは、その年度において、認知したいじめがいつの時期に多いかによって、その値が変動するものである。また、「年度内解消率」を数値目標として設定することは、安易に解消しないといいじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨にそぐわないものもあることから、最終目標を検討する必要がある。						
	達成見通しの 判断理由	・富山県における近年の千人当たりのいじめの認知件数は全国平均を大きく下回っているが、いじめの未然防止教育の推進とともに、いじめの積極的な認知、いじめの早期発見・早期対応に努めていく必要がある。 (R3:富山県15.1件、全国平均47.7件、R4:富山県19.6件、全国平均53.3件、R5:富山県31.6件、全国平均57.9件)						
子どもの地域活動体験率  (今住んでいる地域の行事に参加する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6 78.9% (H24)	82.2%	71.7%	71.7% (R5)	85%	85%以上を 維持	要努力	
	中3 48.3% (H24)	55.1%	48.1%	48.1% (R5)	60%	60%以上を 維持		
	指標動向の 補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期:毎年4月) 指標としていた左記の項目について、令和6年度は調査の質問から除かれたため、令和6年度には令和5年度の実績を示した。						
	達成見通しの 判断理由	子どもを取り巻く環境が変化するなか、地域全体で子どもの成長を支える社会を実現するためには、地域学校協働活動の推進により一層取り組む必要があることから「要努力」とした。						
里親委託率  (乳児院、児童養護施設、里親等に措置(委託)されている児童のうち、里親等へ養育を委託している児童の割合)	11.7%	22.8%	23.1%	23.1% (R5)	26%	29%	要努力	
	指標動向の 補足説明	H28末時点では、委託率が大きく伸びて全国平均を上回っていたが、その後は全国平均を下回る水準でおおむね推移している。 (R5全国平均は、25.1%)						
	達成見通しの 判断理由	里親委託は、子どもの年齢や状態、里親の年齢や受託経験、家族の状況などを考慮し、丁寧なマッチングを行う必要があるため、委託率を急に大きく伸ばすことは容易ではない。里親制度の普及啓発・里親の質の向上等、関連事業に取組んできたが、今後更なる普及啓発に取組む必要がある。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
少年補導委員による街頭補導状況	H26:2,086回 ⇒ H27:2,087回 ⇒ H28:2,075回 ⇒ H29:2,004回 ⇒ H30:2,003回 ⇒ R1:1,991回 ⇒ R2:1,462回 ⇒ R3:1,333回 ⇒ R4:1,392回 ⇒ R5:1,881回 ⇒ R6:1,818回	・R2以降は新型コロナウイルス感染症の影響で減少していたが、R5年度以降は、感染症の収束を受け增加している。 (祭礼等や夏・冬・春休中を中心に実施)

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・国における児童福祉法等の改正(H28)や「新しい社会的養育ビジョン」の策定(H29)により、児童虐待対策の強化やより家庭的な環境での養育の推進が求められている。
- ・他の自治体での児童虐待の痛ましい事件の発生等を受け、国における緊急総合対策のとりまとめ等により、児童相談所や市町村等のより一層の体制強化や関係機関との連携強化が求められているほか、児童福祉法等の改正(R4)により、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案した措置を行うための意見聴取体制の整備が求められている。
- ・富山県青少年健全育成条例において、有害図書等・有害情報、青少年の深夜外出、非行・犯罪につながる行為等を規制(最終改正: R7.3.26公布、R7.4.1施行)。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
子どもの権利と利益の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の改正に伴い、専門職員の配置等児童相談所の機能強化が図られている。</li> <li>・学校では、児童生徒の様子をきめ細かく観察するとともに、家庭訪問や児童生徒との定期的な教育相談、アンケート調査、地域からの情報等を基に家庭での様子についても把握し、いじめ等の未然防止、早期発見に努めている。</li> </ul>
地域で子どもを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全パトロール隊(R7.4:455隊、26,982人)が設置され、地域ぐるみによる見守り活動が推進されている。</li> <li>・放課後子ども教室等での子どもの体験活動の充実に向けて、指導者研修等に取り組んでいる。</li> </ul>
子どもの健全な育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等・有害情報への対応、青少年の深夜外出の抑止、非行・犯罪につながる行為等への対応が順調に行われている</li> <li>・ネットトラブル防止対策や、適切なネット利用についての啓発活動に取り組んでいる。</li> </ul>
家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発や里親登録者に対する研修を実施するなど、里親関連施策に取り組んでいる。</li> <li>・児童養護施設の小規模グループケア化について、3箇所の児童養護施設のうち2箇所で小規模化が進んでいるほか、県主催の研修や専門機関の研修受講に対する支援の実施などにより、施設職員の専門性の向上を図っている。</li> </ul>

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
子どもの権利と利益の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の更なる機能強化を図っていく必要がある。</li> <li>・学校に配置をしているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと緊密に連携を図ることで、学校だけでは対応できないいじめ等の生徒指導上の諸課題に対応していく必要がある。</li> </ul>	
地域で子どもを育む環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室等での子どもの体験活動の充実を支援していく必要がある。</li> <li>・不審者情報の共有など学校と学校安全パトロール隊等との連携を図っていく必要がある。</li> </ul>	
子どもの健全な育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット利用の低年齢化が顕著なことや、児童生徒が犯罪に巻き込まれる事案が増加していることから、児童生徒に対するネットトラブル防止対策や啓発活動が必要である。</li> </ul>	
家庭的養護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親制度の普及啓発等により、里親登録者数を確保し、里親委託を推進する必要がある。</li> <li>・児童養護施設の小規模化等について、施設の理解を進める必要がある。</li> <li>・里親や児童養護施設等の委託・入所者等が18歳を超えて措置解除となった場合の支援に取組む必要がある。</li> </ul>	

政策の柱	未来とやま	政策名	6 少人数指導と少人数学級の組合せ等による充実した教育の推進			
政策目標	様々なニーズに対応した教育環境の整備が進められ、魅力ある質の高い教育が行われていること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
授業が分かると答える生徒の割合  (ほとんどの教科が分かる、または分かる教科が多いと答えた生徒の割合(県立高校2年生))	64.5%	65.4%	69.3%	72.3%	H28(2016) 対比 増加させる	H28(2016) 対比 増加させる	達成可能	
	指標動向の補足説明	平成28年12月の中教審答申以降、多くの教員が思考力・判断力・表現力を育成する授業を強く意識し、積極的に対話を取り入れるなど授業改善に取り組んでいる。一時的に数値が下がったことがあったが、近年は約7割に達し、授業改善に向けた取り組みが実を結んできているものと思われる。						
	達成見通しの判断理由	生徒の学習習慣の定着や分かる授業のための教師の授業改善、指導方法の研究が進められており、今後、さらなる学力向上につながると考えられることから達成可能と判断した。						
地区別幼児教育・小学校教育接続研修会参加率  (幼稚園、保育所、認定こども園から小学校への連続した指導の充実のための研修会に参加した園、所、校の割合)	34.3%	54.6%	49.7%	50.7%	58%	60%	要努力	
	指標動向の補足説明	子供の発達の連続性や幼児期の教育と小学校の教育の接続について理解することの重要性が理解されてきており、参加率が上がってきている。						
	達成見通しの判断理由	幼保小接続への理解が進み、市町村が主体となって幼保小接続を推進する動きが高まっており、市町村主催の保育者と小学校教員が参加する合同研修等の実施予定も増えている。参加率を上げるために、更なる研修内容の検討、市町村への支援が必要であると考え、要努力と判断した。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
求められる英語力を有する生徒の割合	<p>【中3】 H26:32.7% ⇒ H27:38.4% ⇒ H28:41.7% ⇒ H29:43.7% ⇒ H30:44.6% ⇒ R1:46.2% ⇒ R2:データなし(国の調査中止) ⇒ R3:43.8% ⇒ R4:46.1% ⇒ R5:48.9% ⇒ R6:53.5%</p> <p>【高3】 H26:38.0% ⇒ H27:39.1% ⇒ H28:47.3% ⇒ H29:49.1% ⇒ H30:54.8% ⇒ R1:57.5% ⇒ R2:データなし(国の調査中止) ⇒ R3:59.3% ⇒ R4:60.5% ⇒ R5:61.4% ⇒ R6:59.0%</p>	中学3年生で実用英語技能検定3級(H30以降はCEFR A1レベル相当)以上、高校3年生で準2級(H30以降はCEFR A2レベル相当)以上の英語力を有する生徒の割合は、R3以降、上昇傾向にある(数値実績は英語教育実施状況調査(文部科学省)に基づいている)。
授業や学校行事を地域や保護者に公開した1校当たりの延べ日数が5日以上である学校(全日制県立高校)の数	H26:24校 ⇒ H27:26校 ⇒ H28:31校 ⇒ H29:33校 ⇒ H30:29校 ⇒ R1:27校 ⇒ R2:8校 ⇒ R3:9校 ⇒ R4:12校 ⇒ R5:16校 ⇒ R6:21校	各学校で授業や学校行事を地域や保護者に公開するよう努めているが、R2~5は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響から、学校数が少ない。 ※全日制県立高校は全34校

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・少人数教育については、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、小学校においては令和7年度には全学年で35人学級が制度化されるとともに、引き続き教職員定数のあり方全般について、検討が進められている。
- ・国は令和6年12月に、中学校1クラスあたりの学級編制の標準を、令和8年度から年次進行で段階的に40人から35人に引き下げ、令和10年度には中学校の全学年で35人学級を実現する方針を示した。
- ・高等学校の学習指導要領では、全教科で「主体的・対話的で深い学び」の実践を掲げている。
- ・幼稚教育については、令和5年8月実施の官民協働レビューにて、研修による成果や、市町村との役割分担を含めた今後の見通しを示すとよいとの意見あり。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
少人数教育の推進	・少人数教育については、令和5年度より小学校全学年で35人以下学級を実施。また、中学校1年生での35人学級選択制の実施に加え、小学校3年生から中学校3年生では少人数指導にも力を入れ、少人数学級と組み合わせた効果的な少人数教育を推進している。
新たな教育課題への対応と特徴ある教育環境の整備	・小学校専科教員の配置校を増やすことにより、児童生徒へのきめ細かな学習指導を推進するとともに、令和2年度から全面実施となった小学校における英語の教科化に対応するための英語専科教員、令和4年度からは教科担任制に向けた専科教員を配置するなど、新たな教育課題にも的確に対応するよう努めている。 ・県立学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実践に向けた授業改善が進められている。また、「ICT教育推進事業」により、県立学校に指導者用デジタル教科書の配備やICT活用研修の実施等に取り組み、ICTを効果的に活用した授業を推進している。
校種間連携の推進	・富山県幼児教育センターでは、幼保小接続に関わって保育者と小学校教員がともに学ぶ研修会や市町村幼児教育主管課と教育委員会が一緒に参加する協議会等を開催し、さらなる意識の向上に努めている。 ・「地域学校協働活動推進事業(土曜日の豊かな教育活動推進事業)」(H28~)、「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』事業」などにより、県立学校において、大学教授の出前授業や大学を訪問しての実習体験などの機会を増やしている。 ・「高大連携未来を拓く人材育成事業」により、県立高校における大学教員による専門性の高い特別授業や大学と連携した探究科学科設置校による合同発表会の開催など、高大連携を推進した。
魅力と活力ある学校づくり	・「とやま新時代創造プロジェクト学習推進事業」などにより、県立学校において、生徒や学校の実態等に応じた実効性ある取組みが進められている。

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
少人数教育の推進	・児童生徒へのきめ細かな学習指導や生活指導を推進するために、少人数指導及び少人数学級の成果と課題を検証し、より効果的な配置方法等を検討する必要がある。	
新たな教育課題への対応と特徴ある教育環境の整備	・教育課程講習会や学校訪問研修等を通して、授業改善に向けて全教員の意識改革を一層進める必要がある。	
校種間連携の推進	・幼児教育と小学校教育の接続に関して、市町村が主体となって持続可能な取組としていくよう、市町村の実態に応じた、細やかな支援が必要である。 ・高校と大学との継続的な連携のために、事業に要する費用の支援などに引き続き取り組む必要がある。	
魅力と活力ある学校づくり	・全ての県立学校が学校ごとに策定したスクール・ポリシーの実現と魅力ある学校づくりに引き続き取り組む必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	7 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実					
政策目標	小学校入学学前から高校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援体制の整備により、障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加の実現が図られていること。							

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
「個別の指導計画」の作成率  (特別な支援が必要な児童生徒について、指導目標や指導内容を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成している学校(園)の割合)	幼:92.5% 小:98.4% 中:96.1% 高:62.5%	幼:89.3% 小:100% 中:100% 高:81.3%	幼:100% 小:100% 中:100% 高:100%	隔年調査 のため数値 なし	全ての学校 (園)で作成	全ての学校 (園)で作成	既に達成	
	指標動向の 補足説明  R4以降の「幼」は、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園を含む。「小」は、義務教育学校の前期課程を含む。「中」は、義務教育学校の後期課程を含む。							
	達成見通しの 判断理由  全ての学校で作成済みであり、今後も100%の維持が想定されることから既に達成とした。							

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
スタディ・メイト(特別支援教育支援員)の延べ養成人数	H23:464人 ⇒ H24:524人 ⇒ H25:582人 ⇒ H26:627人 ⇒ H27:664人 ⇒ H28:706人 ⇒ H29:749人 ⇒ H30:796人 ⇒ R1:840人 ⇒ R2:840人 ⇒ R3:878人 ⇒ R4:905人 ⇒ R5:934人 ⇒ R6:988人	市町村が配置するスタディ・メイトを養成するため、平成18年度からスタディ・メイト養成講座を毎年開催している。近年は毎年30~40名程度が受講している。(R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座中止)

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

・国では、特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組みの充実を図り、障害のある児童生徒等が切れ目のない支援を受けられる環境を構築する方針を示している。県内市町村においても、特別支援教育支援員の配置に係る支援や文部科学省所管の補助金の活用を希望する状況がみられる。

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
特別な教育的ニーズのある子どもへの「多様な学びの場」の提供	・インクルーシブ教育システム推進員が、小中学校における特別支援学級から通常の学級への学びの場の見直し等に係る指導助言を行っている。 ・保護者、学校及び障害児通所支援事業所等が情報交換する場として「家庭・教育・福祉のトライアングル連携会議」を開催している。
障害のある子どもに合った指導法等の検討と適切な合理的配慮の提供	・小中学校巡回指導員や高等学校巡回指導員が要請のあった学校を巡回し、適切な指導や合理的配慮の提供、個別の教育支援計画を連携ツールとして活用するなどの研修支援を行っている。 ・特別支援学校において、学校間交流、地域交流及び居住地校交流を推進することで障害の有無にかかわらず、互いを認め尊重し合う教育を推進している。
教員の指導力向上	・キャリアステージに応じた研修を行うとともに巡回指導員を講師とした校内研修を実施するなど、多くの教員が特別支援教育に関する研修を受けることができるようになっている。また、2年間で特別支援学校教諭免許が取得できる集中講義を開講している。 ・特別支援学校では教育の対象とする障害に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家を講師に校内研修を実施している。
高等特別支援学校等での就労支援の充実	・特別支援学校地域就労支援アドバイザーを2名配置し、就業体験先や就労先を開拓するとともに、特別支援学校卒業生の職場定着を図っている。 ・障害者雇用の理解啓発に向けた就業体験等の協力企業による「特別支援学校就労応援団とやま」の登録促進を行っている。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
特別な教育的ニーズのある子どもへの「多様な学びの場」の提供	・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率は目標とする100%に到達している。今後は、これらの計画を保護者や校内の教職員、関係機関の連携を促進するツールとして利活用していくため、個別の教育支援計画の作成や活用に関するチェックリストやリーフレットを用いて、校内研修を積極的に行っていく必要がある。	
教員の指導力向上	・キャリアステージに応じた悉皆研修で特別支援教育に関する内容を取り上げているが、特別な支援が必要な子どもが、小中学校の通常学級や高等学校にも在籍していることから、専門家を招へいした研修の実施など、特別支援教育に関する専門性を高めるための取組みをさらに推進する必要がある。 ・特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の取得を推進する必要がある。	



政策の柱	未来とやま	政策名	8 いじめ・不登校対策と人権を大切にする心の育成				
政策目標	いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期対応のための教育相談体制が充実されているとともに、学校と家庭、地域等が一体となって、いのちを大切にする心と人権を尊重する心を育む取組みが行われていること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
いじめの認知件数とその年度内解消率  (児童生徒千人当たりのいじめの認知件数と年度内解消率(文部科学省の定義による))	(認知件数) 5.4件 (小・中・高・特)	8.9件	31.6件	31.6件 (R5)	限りなくゼロに近づける	限りなくゼロに近づける	要努力	
	(解消率) 81.0% (小・中・高・特)	86.5%	71.9%	71.9% (R5)	限りなく100%に近づける	限りなく100%に近づける		
	指標動向の補足説明	(「いじめの認知件数」について) ・「いじめの認知件数」を数値目標として設定し、より少ない認知件数を目指すことは、積極的な認知を推奨する現在の姿勢とそぐわないものと考えられることから、最終目標を検討する必要がある。 (「年度内解消率」について) ・「いじめが解消している」状態とは、相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする)いじめの行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととされている。したがって、1ヶ月以上にいじめを認知した場合、年度内で3ヶ月以上いじめが止んだ状態になることはあり得ず、その年度の「いじめ解消率」が100%になることはない。「年度内解消率」とは、その年度において、認知したいじめがいつの時期に多いかによつても、その値が変動するものである。また、「年度内解消率」を数値目標として設定することは、安易に解消しないという「いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨にそぐわないものもあることから、最終目標を検討する必要がある。						
	達成見通しの判断理由	・富山県における近年の千人当たりのいじめの認知件数は全国平均を大きく下回っているが、いじめの未然防止教育の推進とともに、いじめの積極的な認知、いじめの早期発見・早期対応に努めていく必要がある。 (R3:富山県15.1件、全国平均47.7件、R4:富山県19.6件、全国平均53.3件、R5:富山県31.6件、全国平均57.9件)						
人権に係る研修の参加者数  (医療・保健・福祉関係者、消防・警察職員及び公務員等、人権に関わりの深い業務に従事する者に対する研修の参加者数)	—	3,069人	3,099人	3,326人	3,300人	3,300人以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	児童虐待など子どもの権利に係る研修が増加し、性的指向・性自認やハラスメントといった新たな人権課題に関する研修も開催されている。また、昨年同様、県警(本部及び警察署)において、犯罪被害者支援や高齢者の認知症理解の研修を充実させている。						
	達成見通しの判断理由	各所属において、人権に係る研修を実施しており、犯罪被害者支援、高齢者の認知症理解や障害者理解のための研修が多く実施されている。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの計画開始年度から通してみると参加者数は概ね増加にあり、令和8年度においても達成着地を見込む。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
教員カウンセラー延べ養成数	H22:57人 ⇒ H23:62人 ⇒ H24:67人 ⇒ H25:72人 ⇒ H26:77人 ⇒ H27:82人 ⇒ H28:87人 ⇒ H29:92人 ⇒ H30:97人 ⇒ R1:102人 ⇒ R2:107人 ⇒ R3:112人 ⇒ R4:117人 ⇒ R5:122人 ⇒ R6:127人	令和6年度、富山大学に内地留学生(小・中学校教諭)を5人派遣(6か月)した。
ネットトラブル防止等の研修会を実施している学校の割合	H29: 小 83.2% 中 92.6% ⇒ H30: 小 71.7% 中 87.7% ⇒ R1: 小 71.3% 中 83.5% ⇒ R2: 小 72.9% 中 63.3% ⇒ R3: 小 69.8% 中 69.6% ⇒ R4: 小 84.4% 中 82.1% ⇒ R5: 小 70.6% 中 81.8% ⇒ R6: 小 70.3% 中 80.8%	令和6年度、小学校及び中学校は前年と同程度だった。
人権教育・啓発に関する研修の実施回数	H27:49回 ⇒ H28:55回 ⇒ H29:90回 ⇒ H30:70回 ⇒ R1:106回 ⇒ R2:57回 ⇒ R3:70回 ⇒ R4:70回 ⇒ R5:67回 ⇒ R6:65回	令和6年度の実施回数は昨年並みだった。

### 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・文部科学省の「いじめ」の定義が平成18年度から見直され、従来よりも大幅に広い概念で「いじめ」を捉え、早期発見、早期対応を図ることとされた。
- ・平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各地方公共団体や学校はそれぞれ「いじめ防止基本方針」の策定やいじめ防止対策のための組織等を設置するよう努めることとされた。それ以降、いじめ防止対策推進法の定義に基づいたいじめの積極的な認知と組織的対応の徹底を周知している。
- ・平成29年3月14日に文部科学省が「いじめ防止のための基本方針」を改定したのを受け、本県でも「いじめ防止基本方針」を平成29年6月15日に改定した。更に、令和3年4月1日に改定した。
- ・文部科学省は、いじめを安易に「解消したこと」とすることを防止するため、平成29年3月14日、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂し、「いじめが解消している」状態について、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされている必要があるとした。
- ・平成30年以降、文科省は「いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価」するとしている。(平成30年12月14日付け文部科学省通知「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(通知)」。令和4年10月27日付け文部科学省通知「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について(通知)」においても同じ文言が継続して記載されている)
- ・学校を取り巻く環境は大きく変化し、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、令和4年12月に12年ぶりに、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である「生徒指導提要」が改訂された。
- ・令和4年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられた。
- ・令和7年8月実施の官民協働事業レビューにて、「スクールソーシャルワーカー活用事業」の評価は、行政の関与不要:1、一部改善:10、現行どおり・拡充:4であった。児童生徒や学校のニーズを踏まえ、事業を拡充する必要があるとの意見があった。一方で、事業を拡充するための人員確保が難しく、デジタルツールの活用やスクールソーシャルワーカーの資質の向上、報酬引上げの検討が必要との意見があった。

### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
いじめ・不登校に対する教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度より、スクールカウンセラー(SC)を全小・中学校に配置し、スクールソーシャルワーカー(SSW)を全中学校区(富山市は単独実施)に派遣している。令和2年度から全義務教育学校にもスクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置、派遣している。</li> <li>・令和5年度からスクールカウンセラーのスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーや教員等のカウンセリングやアセスメントに係るコンサルテーション機能を高めるとともに、各関係機関と連携した相談体制の充実を図っている。</li> <li>・学校では、児童生徒の様子をきめ細かく観察するとともに、SCやSSWと連携し、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めている。</li> </ul>
いのちを大切にする心を育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年、いのちの先生の派遣やいのちの教育講演会の開催、メッセージカードの活用等を通じて、学校と家庭が一体となった、いのちの教育を推進している。また、教員等の研修会を通じて、命の大切さについての意識を高めるよう努めており、子どもたち一人一人が生まれてきてよかったと実感し、自他のよさを認めてたくましく生きようとする心を育む教育の推進を図っている。</li> </ul>
ネットトラブルの防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師を招聘し、実際のトラブル事例をもとに、ネット利用の留意点を学ぶほか、児童生徒も関わり、学校や家庭ネットルールの作成、児童生徒、保護者を対象にした「ネット安全教室」の実施など、児童生徒のネットリテラシーやモラルの向上、トラブルの未然防止を図っている。</li> </ul>
人権啓発活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者、学校関係者、行政関係者による人権教育推進委員会を開催するとともに、いのちの教育講演会や人権に関する研修会を実施し、学校・社会教育関係機関へ人権教育に関する研修資料や学習教材の活用を勧め、人権教育を推進している。また、モデル校を指定し、実践的な研究を行うなど、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図っている。</li> <li>・毎年、人権講演会やミニフェスティバル等を開催することで、県民の人権意識の高揚を図っている。</li> <li>・地元プロスポーツチーム(野球、サッカー)と連携して、観客等に啓発活動を行うことで、児童・生徒を中心に、より効果的な人権啓発を実施している。</li> </ul>
教職員の人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権意識チェック表(教師用)」を用い、教師としての人権意識を高めている。また、人権教育に関する研修会に積極的に参加したり、具体的な事例を基に人権侵害を生み出す背景や解決の方策を考えたりして、実践的な指導力を高めている。</li> </ul>

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
いじめ・不登校に対する教育相談体制の充実	・学校だけでは対応できないいじめ等の問題を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と、より一層、連携するとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。	
いのちを大切にする心を育む教育の充実	・児童生徒が、自他のいのちがかけがえのないものであることを実感し、自尊感情を高め、よりよく生きようとする態度を培うために、今後も学校と地域が一体となって、いのちの先生による授業やメッセージカードの活用が広がっていくよう県内の小・中学校に積極的に働きかけていく必要がある。	
ネットトラブルの防止対策の推進	・児童生徒、保護者、教員が連携し、ネット上のトラブルの実態を把握し、問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る必要がある。また、適切なネット利用については児童生徒自らが意識して取り組むことが重要であることから、「学校ネットルールづくり」等の取組みをより一層進めていく必要がある。また、スマートフォン等の所持率が低年齢化していることから、小学校からの啓発が必要である。	
人権啓発活動等の推進	・教職員の人権感覚を磨くとともに、児童生徒が人権侵害の加害者にも被害者にもならないために、必要な総合的資質、能力を育てる人権教育を着実に推進していく必要がある。 ・社会環境の変化により、インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認に係る偏見や差別といった新たな人権課題について、啓発に取り組む必要がある。 ・不特定多数の一般県民に対する啓発活動については、定量(性)的に啓発効果を図ることが困難である。	
教職員の人権意識の向上	・「人権意識チェック表(教師用)」の活用や人権教育に関する校内研修等の充実に努めるよう、市町村教育委員会と連携し、各学校に積極的に働きかけていく必要がある。	



政策の柱	未来とやま	政策名	9 子どもの可能性を伸ばす教育の推進			
政策目標	子どもたちが、知識・技能を身につけるとともに、それを基盤しながら、自らの可能性を発揮して、未来を切り拓いていく力を育む教育が行われていること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
授業が分かると答える生徒の割合  (ほとんどの教科が分かる、または分かる教科が多いと答えた生徒の割合(県立高校2年生))	64.5%	65.4%	69.3%	72.3%	H28(2016) 対比 増加させる	H28(2016) 対比 増加させる	達成可能	
	指標動向の補足説明	平成28年12月の中教審答申以降、多くの教員が思考力・判断力・表現力を育成する授業を強く意識し、積極的に対話を取り入れるなど授業改善に取り組んでいる。一時的に数値が下がったことがあったが、近年は約7割に達し、授業改善に向けた取組みが実を結んでいているものと思われる。						
	達成見通しの判断理由	生徒の学習習慣の定着や分かる授業のための教師の授業改善、指導方法の研究が進められており、今後、さらなる学力向上につながると考えられることから達成可能と判断した。						
インターンシップ等体験率  (全日制県立高校3年生のうち、3年間で就業体験または保育・介護体験をした生徒の割合)	65.5%	72.9%	68.7%	62.5%	75%	80%	達成可能	
	指標動向の補足説明	・調査を開始した平成12年度から継続的に上昇し、体験率は増加傾向にあるが、令和6年度は減少した。						
	達成見通しの判断理由	・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により体験率が低くなったものの、令和5年度からは全学科において体験率が増加傾向にある。令和元年度の体験率が80%を超えたことや、「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進しており、「達成可能」とした。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
普段(月～金曜日)学校の授業時間以外に1時間以上学習している児童生徒の割合	【小6】 H24:62.1% ⇒ H25:63.8% ⇒ H26:61.7% ⇒ H27:65.3% ⇒ H28:63.2% ⇒ H29:64.9% ⇒ H30:67.0% ⇒ R1:66.2% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:62.0% ⇒ R4:57.0% ⇒ R5:56.0% ⇒ R6:50.3%  【中3】 H24:58.5% ⇒ H25:61.4% ⇒ H26:62.0% ⇒ H27:62.9% ⇒ H28:63.9% ⇒ H29:64.6% ⇒ H30:67.0% ⇒ R1:65.6% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:70.5% ⇒ R4:65.5% ⇒ R5:60.3% ⇒ R6:60.8%	教職員が家庭学習の課題の与え方について共通理解を図ったり、家庭学習リーフレットを配布したりするなど、家庭と学校が連携・協力し、家庭学習の充実に継続的に取り組んでいる。(R2年度は全国学力・学習状況調査が中止となったため、データなし)
「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実施状況(中学校)	H11から事業実施、27校参加 H13から全中学校参加、 R2:2/78校 ⇒ R3:22/78校 ⇒ R4:72/77校 ⇒ R5:76/76校 ⇒ R6:76/77校	新型コロナウイルス感染症が拡大したR2～R4は、一部の学校で、活動時期、日数、時間等を工夫して実施された。新型コロナウイルス感染症が、第5類感染症に移行したR5以降は、再び県内全中学校で実施された。(松風分校除く)
高校生の赤ちゃんふれあい体験を実施した学校数(再掲)	H23:17校 ⇒ H24:13校 ⇒ H25:19校 ⇒ H26:21校 ⇒ H27:20校 ⇒ H28:24校 ⇒ H29:26校 ⇒ H30:28校 ⇒ R1:28校 ⇒ R2:2校 ⇒ R3:8校 ⇒ R4:12校 ⇒ R5:17校 ⇒ R6:21校	R2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施校が少なくなっているが、コロナ禍が明け、関係機関等との連携により、少しずつ実施する学校が増加してきている。
教職員の研修や研究会の成果を教育活動に積極的に反映させている学校の割合	【小学校】 H25:28.6% ⇒ H26:29.7% ⇒ H27:38.7% ⇒ H28:47.6% ⇒ H29:43.2% ⇒ H30:45.7% ⇒ R1:36.2% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:33.9% ⇒ R4:データなし ⇒ R5:データなし ⇒ R6:データなし  【中学校】 H25:19.0% ⇒ H26:21.4% ⇒ H27:28.2% ⇒ H28:34.1% ⇒ H29:32.9% ⇒ H30:35.3% ⇒ R1:29.8% ⇒ R2:データなし ⇒ R3:38.3% ⇒ R4:データなし ⇒ R5:データなし ⇒ R6:データなし	研修等の成果を教職員全員で共有する機会を設定する学校の割合は、令和3年度については小中学校いずれも30%以上となっている。(R4年度以降は全国学力・学習状況調査において、この設問がなかったため、データなし)

### 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・グローバル化、また、急速な情報化や技術革新等、将来の変化を予測することが困難な時代を前に、国における教育政策が進められている。
- ・学習指導要領においては、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を三つの柱(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等)として整理するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点から「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視して、授業を改善するとされている。
- ・文部科学省の全国学力・学習状況調査は、平成19年度から実施している。令和元年度には、A問題とB問題という区分を見直し、知識・活用を一体的に問う調査問題となつた。また、中学校における英語の調査を実施し、その後も理科と同様に、3年に一度程度実施とされている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のための小学校、中学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の影響を考慮し中止となつた。
- ・令和4年8月実施の官民協働事業レビューにて、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の評価は、委員評価→一部改善:2、現行どおり・拡充:2、県民評価→一部改善:5、現行どおり・拡充:6の結果であった。多感な時期の生徒にとって貴重な体験であるとともに、受け入れる大人にとっても喜びにつながる活動であり継続していくことが望ましいという意見があつた。またその他、「規範意識や社会性を高め、生きる力を育む」という本事業のねらいについて、より一層明確にするとともに、受入先や保護者が事業の趣旨を理解できるよう周知していくことが必要であるという意見も出た。

### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力の育成については、全国学力・学習状況調査の結果分析をもとに、それを学校改善、授業改善に有効に活用するための体制の充実を図っている。市町村教育委員会の学力向上の取組みに対しても総合的に支援を行っており、児童生徒の確かな学力の育成を図っている。</li> <li>・教員の研修を支援して授業改善を進め、生徒の確かな学力の育成を図っている。</li> </ul>
社会で活きる実践的な力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育については、中学2年生、義務教育学校8年生が5日間、学校外での職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を行うことにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考える機会を与えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身に付けさせている。</li> <li>・高校では、職業観や勤労観を育成するため、「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進し、インターンシップなどを実施するとともに、進路講話や県内外での企業見学、大学・研究機関での実験・実習体験、ボランティア活動などを実施している。</li> </ul>
教員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員研修については、「教職員研修在り方検討会」の報告(H19.3)も踏まえ、教師力向上支援事業(H19～)、教師の学び支援塾事業(H21～)など個々のニーズに応じた自主的な研修への支援等を行うなど、今日的な教育課題に対応した実践力や指導力の向上を図っている。</li> <li>・「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」の改訂版を活用し、教員が自らのキャリアステージ全体を見通し、主体的に資質能力の向上を図れるよう、研修の受講奨励を図っている。</li> </ul>
私立学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各私立学校では、それぞれの建学の精神に基づく創意と工夫を凝らした独自の特色ある教育が行われている。県では私立学校の経常的経費や特色ある教育、施設設備整備等に対して助成を行い、私立学校教育の振興に努めている。</li> </ul>

### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的・基本的な知識・技能を身につけ、自ら学び、考え、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、コミュニケーション能力を育んでいくことが大切である。そのためには、具体的な学力向上対策の検討が必要である。</li> <li>・知識・技能を身に付けるだけでなく、それを活用する能力が大切になる。その育成のためには、全教員による継続的な授業改善が必要である。</li> </ul>	
社会で活きる実践的な力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、たくましく生き抜く力を身に付けさせることが必要である。</li> <li>・学校、地域社会が連携し、事業所の協力の上で、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」をさらに充実させていく必要があるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から減少した受入事業所数の確保に向けて、新規受入も視野に入れた本事業の趣旨の周知や活動のPRを行いながら、地域社会に対し更なる理解と協力を求めていく必要がある。</li> <li>・「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進し、大学での実験等を行う「アカデミック・インターンシップ」や県内企業で実技体験を行う「地域産業発見探訪」を実施し、さらなるインターンシップの充実を図ることが必要である。</li> </ul>	
教員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への対応、学校安全対策、地域との連携など、学校へのニーズの多様化等による教員の多忙化の中で、児童生徒と向き合える学校教育環境を構築するため、学校教育を支援できる幅広い人材の発掘・活用が必要である。</li> <li>・校内における研修の活性化、「教師の学び支援塾事業」などの自主的・主体的な研修の活用促進、特にベテラン教員の優れた教育理念・指導技術の若手教員への継承機会の拡大が必要である。</li> </ul>	
私立学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校現場でのニーズ把握に努め、私立学校の特色ある教育の実践に対し、より効果的な支援を行う必要がある。</li> </ul>	

政策の柱	未来とやま	政策名	10 家庭・地域の教育力の向上			
政策目標	子どもたちが、学校、家庭、地域の連携・協力のもと、安全・安心な環境の中で、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、豊かな人間性を育み、健やかに成長していること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
子どもの地域活動体験率  (今住んでいる地域の行事に参加する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6 78.9% (H24)	82.2%	71.7%	71.7% (R5)	85%	85%以上を維持	要努力	
	中3 48.3% (H24)	55.1%	48.1%	48.1% (R5)	60%	60%以上を維持		
	指標動向の補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期:毎年4月) 指標としていた左記の項目について、令和6年度は調査の質問から除かれたため、令和6年度には令和5年度の実績を示した。						
	達成見通しの判断理由	子どもを取り巻く環境が変化するなか、地域全体で子どもの成長を支える社会を実現するためには、地域学校協働活動の推進により一層取り組む必要があることから「要努力」とした。						
家や図書館で1日10分間以上読書する児童生徒の割合  (普段(月～金曜日)家や図書館で1日当たり10分以上読書する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	小6 66.6% (H22)	66.6%	62.7%	62.7% (R5)	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる	要努力	
	中3 47.8% (H22)	48.6%	44.6%	44.6% (R5)	H28(2016)対比 増加させる	H28(2016)対比 増加させる		
	指標動向の補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)令和5年度調査より R5年度は小6:62.7%、中3:44.6%であり、小学校、中学校ともに計画策定時より減少傾向にある。令和6年度は調査の質問から除かれたため、令和6年度には令和5年度の実績を示した。						
	達成見通しの判断理由	学校での読書指導等の取組に加え、家庭や地域における読書習慣の定着に引き続き取り組む必要があることから、「要努力」とした。						
子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合  (県政世論調査において、「最近の家庭は子どもの教育において役割を果たしている」と答えた人の割合)	36.3% (H24)	36.1%	42.1%	39.7%	前年対比 増加させる	前年対比 増加させる	達成可能	
	指標動向の補足説明	子どもの教育において家庭が役割を果たしていると思う人の割合は、平成24年度以降は36%前後で推移していた。その後令和元年度に38.9%、令和2年度以降は44%前後まで増加したが、令和5年度は42.1%、令和6年度は39.7%とやや減少傾向にある。						
	達成見通しの判断理由	「親を学び伝える学習プログラム」を活用した親学び講座の開催や家庭教育動画の配信に努めるなど、親の学習機会の充実を図っている。また、子育てに対する親の不安や悩みに対応するために、家庭教育に関する情報提供にも取り組んでいる。こうした学びの機会を継続的に提供することで、家庭の教育力の向上が図られると期待できることから「達成可能」とした。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の実施状況(中学校)(再掲)	H11から事業実施、27校参加 H13から全中学校参加、 R2:2/78校 ⇒ R3:22/78校 ⇒ R4:72/77校 ⇒ R5:76/76校 ⇒ R6:76/77校	新型コロナウィルス感染症が拡大したR2～R4は、一部の学校で、活動時期、日数、時間等を工夫して実施された。新型コロナウィルス感染症が、第5類感染症に移行したR5以降は、再び県内全中学校で実施された。(松風分校除く)
公民館における地域課題の解決に向けた学びや自然体験・ふるさと学習への参加人数	R2:4,374人 ⇒ R3:5,680人 ⇒ R4:8,121人 ⇒ R5:5,220人 ⇒ R6:2,335人	これまでの公民館活動にデジタルを取り入れた多様な人とのつながりを生む公民館活動に取り組んでいる。多様な形での参加ができるようになり、対面での参加人数は減少した。
「親学び講座」参加総数	R1:41,731人 ⇒ R2:21,231人 ⇒ R3:19,252人 ⇒ R4:21,828人 ⇒ R5:28,639人 ⇒ R6:31,215人	R5、R6は、コロナ禍を経て講座回数が増加し、それに伴って参加人数も増加している。

### 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・国、地方とも「社会総掛かりで子どもの教育にあたる」という気運が高まっている。
- 【国における動き】
- ・改正教育基本法に「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の条項を新設
- ・第4期教育振興基本計画(R5.6.16閣議決定)
  - －持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて公民館等の社会施設教育の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
  - －コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・社会教育法を改正(H29.3)し、地域学校協働活動に関する連携協力体制の整備や地域学校協働活動推進員に関する規定を整備
- ・「放課後子ども総合プラン」(H26.7)として、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」(厚生労働省)を一体的・連携的に推進。「新・放課後子ども総合プラン」(R元～)の終了(R6.3.31)後も、「放課後児童対策パッケージ」(R5.12)を踏まえた継続的かつ計画的な取組みの推進を図る。
- ・「こども家庭庁設置法」「こども基本法」(R5.4.1施行)に伴い、子育てに対する幅広い支援が今後望まれる。
- ・「とやま親学び推進事業」について、令和6年8月実施の官民協働事業レビューでは、あらゆる人が親学びをする環境を整えるべきとの意見があり、拡充を求める評価が多かった。

### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
社会全体で子どもを育む教育環境づくり	・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」においては、R6年度は76校で本事業を実施できた。生徒の希望に応じた事業所の確保が難しく、実施時期を変更したり活動日数や活動時間等を短縮したりして実施した学校が多くあった。地域社会と連携し、地域の中で子どもを育てていく教育環境づくりのため、受け入れ可能な事業所の確保をしていく必要がある。
豊かな心を育む地域の教育力の充実	・公民館を拠点とした地域活動では、親子をはじめ多様な人々が参加しやすいよう工夫を重ね、世代や背景を越えた交流を促している。従来の活動にデジタルの要素を取り入れることで、地域内外の人々との新たなつながりが広がりつつある。
家庭の教育力の向上	・PTAや子育て支援センター等と連携した親学び講座の開催、相談体制の充実、家庭教育情報の提供等、様々な取組みを進めている。
児童等の安全の確保	・登下校時における子どもの安全確保については、学校安全パトロール隊(R7.4:455隊、26,982人)が設置され、地域ぐるみによる見守り活動が推進されている。また、警察OB等のスクールガード・リーダー(4名)の設置に対し補助しており、警備のポイント、不審者への対応、危険な場所の問題点等について、学校や学校安全パトロール隊への防犯指導がなされている。

### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
社会全体で子どもを育む教育環境づくり	・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」においては、地域によって事業所の数や生徒数に差がみられ、生徒が希望する受入事業所の確保が困難な地域もある。今後も、新規受入も視野に入れた本事業の趣旨の周知や活動のPRを行いながら、地域社会に対し更なる理解と協力を求めていく必要がある。	
家庭の教育力の向上	・「親を学び伝える学習プログラム」を活用した親学び講座については、話合いに抵抗があり、忙しくて参加できない保護者もいたりすることから、短時間での親学びを実施したり、保護者が多く集まる機会を捉えて講座の開催を働きかけ、親同士が話し合うよさを実感できるようにしたりするなど普及・充実に努めていく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	11 大学教育の振興とコンソーシアム等の活性化					
政策目標	大学等の高等教育機関を中心として、個性豊かで創造的な人材育成の拠点や国内外に発信する学術研究の拠点が形成されているとともに、高等教育機関と連携した地域振興の取組みが幅広く進められていること。							

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
県内高等教育機関における県内企業との共同研究数  (県内高等教育機関における県内企業との共同研究の実施件数)	115件	95件	135件	113件	110件	120件	達成可能	
	指標動向の補足説明	R6年度は前年度に比べ、22件減少した。						
	達成見通しの判断理由	R6年度は前年度から減少する結果となったが、最終目標までは年4件程度の伸びによって達成することから、「達成可能」とした。						
県内企業等就職率  (県内高等教育機関卒業生(大学院・専攻科除く)の県内企業等への就職率)	55.3% (H26)	54.8%	53.7%	52.3%	65%	65%以上	要努力	
	指標動向の補足説明	H28以降はほぼ横ばいで推移している。						
	達成見通しの判断理由	各高等教育機関、経済界及び自治体が連携して県内定着の取組みを推進しているが、県内企業への就職率は若干減少しており、目標達成のためには13ポイント程度の増が必要であることから「要努力」のままとした。						
外国人留学生数  (県内高等教育機関等に在学する留学生数)	571人	542人	442人	483人	590人	640人	要努力	
	指標動向の補足説明	H22～H27までは東日本大震災の影響で減少し、H30～R1においては富士山外国語学院の閉校の影響により減少した。また、R3年以降にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響による減少後、伸び悩んでいたが、徐々に増加傾向にあると言える。 (H23 571人 → H24 567人 → H25 556人 → H26 529人 → H27 527人 → H28 542人 → H29 591人 → H30 605人 → R1 591人 → R2 574人 → R3 476人 → R4 460人 → R5 442人 → R6 483人)						
	達成見通しの判断理由	令和3年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で減少が続いているが、令和6年度から増加に転じている。しかし、コロナ禍前の状況に戻るには時間を要することが考えられるため、達成見通しを「要努力」とした。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県立大学の公開講座受講者数(再掲)	H25:360人 ⇒ H26:270人 ⇒ H27:684人 ⇒ H28:238人 ⇒ H29:447人 ⇒ H30:283人 ⇒ R1:306人 ⇒ R2:837人 ⇒ R3:240人 ⇒ R4:820人 ⇒ R5:628人 ⇒ R6:543人	看護学部講座において減少したが、情報工学部知能ロボット工学科および生物・医薬品工学研究センター講座において増加した。
医学生修学資金延べ貸与者数(再掲)	H22:149人 ⇒ H23:186人 ⇒ H24:219人 ⇒ H25:249人 ⇒ H26:274人 ⇒ H27:315人 ⇒ H28:344人 ⇒ H29:378人 ⇒ H30:401人 ⇒ R1:416人 ⇒ R2:433人 ⇒ R3:451人 ⇒ R4:468人 ⇒ R5:487人 ⇒ R6:510人	新規貸与者数は前年並みで順調な伸びを示している。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 令和7年2月に発表された中央教育審議会の答申では、高等教育の目指すべき姿として「「知の総和」の向上」が提示され、このために教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人が高等教育を享受できるよう社会的に適切な高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要としている。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
高等教育機関の教育研究体制の充実支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年4月に設置された大学コンソーシアム富山では、①大学の魅力・教育水準の向上、学生の意欲向上のための単位互換の実施、②学生の就職支援、③各機関のそれぞれの得意分野における「知の資源」を活用した地域課題の解決など、幅広い活動に取り組み、県内高等教育機関全体の教育研究機能の強化が図られている。</li> </ul>
高等教育機関による地域連携や地方創生の取組みへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内高等教育機関卒業生の県内企業への就職率向上のため、大学コンソーシアム富山の取組みへの支援等を実施している。</li> <li>産学官による「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムにおいて、国内外のトップレベル人材を大学に招へいし、世界水準の研究開発の推進や医薬品産業を支える専門人材の育成・確保等に取り組んでいる。</li> <li>産学官による「とやまアルミコンソーシアム」において、循環型アルミ産業網の構築に向けたアルミのグリーン化(リサイクル)に関する研究開発や県内外の学生が直接研究現場に参加するインターンシップなど、次世代のアルミ産業の創出を目指して取り組んでいる。</li> </ul>
県と高等教育機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の公的病院等での勤務を目指す医学生へ修学資金を貸与しており、その卒業生が順次、県内での勤務を開始していることから、今後も順調に勤務者が増加すると見込まれる。</li> <li>県外出身の医学生の県内定着を図るため、令和6年度より富山県地域医療再生修学資金貸与制度を拡充し、県外出身者を対象に加えるとともに、月の貸与額を増額した。これにより、修学資金の貸与者が増加すると見込まれる。</li> <li>「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムによる県内大学と連携した研究開発事業、人材育成事業等の取組みにより、医薬品産業の振興に向けた研究開発の推進や医薬品産業を支える専門人材の育成・確保等が図られている。</li> </ul>
高等教育機関の国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進のため、受入企業と連携して留学生を受け入れ、県内大学院入学から就職までを一貫的に支援。令和6年度は、第6期生を募集し、マレーシア及びベトナムより留学生2名を受け入れた(県内大学院合格、R9.4に県内企業へ就職予定)。</li> </ul>

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
高等教育機関による地域連携や地方創生の取組みへの支援	県内高等教育機関が、県内外の学生に選択されるよう、さらなる魅力向上に取り組むとともに、大学コンソーシアム富山の取組み等における産官学連携を一層推進し、雇用創出・若者の県内定着を促進する必要がある。	
高等教育機関の国際交流の促進	本県の経済や地域社会の活性化のため、優秀な留学生の県内大学への受入を拡大し、経済活力、地域活力を支える貴重な人材として育成していくことが重要である。	

政策の柱	未来とやま	政策名	12 県立大学における教育研究体制の充実と地域への貢献				
政策目標	県立大学が、人間性豊かな創造力と実践力を兼ね備えた有為な人材を育成しているとともに、優れた教育研究の成果を地域や社会に還元し、科学技術の拠点として、学術文化の向上と社会の発展に寄与していること。						

**1. 県民参考指標の動向**

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
県立大学と県内企業との共同研究数  (県立大学と県内企業との共同研究の実施件数)	24件 (H24)	24件	52件	35件	30件	30件以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	H24以降、横ばい傾向にあったが、R2年度以降は目標に達している。						
県立大学の県内企業等就職率  (県立大学卒業生(学部及び院)の県内企業等への就職率)	44.9% (H24)	41.9%	43.4%	37.8%	55%以上	55%以上	要努力	
	指標動向の補足説明	R6年度はR5年度と比較して数値が下降し(卒業生の県内出身者割合がR5年度よりも低いことが主な原因)目標には達していない。 ※R1年度から勤務地が県内で集計。H30年度までは県内に本社を置く企業で集計。						
	達成見通しの判断理由	引き続き、県内高校生の入学志願者を増加させるため、学生募集対策を強化するとともに、県内企業の認知度向上や県内企業の魅力を学生に周知するなどの取組みを推進する必要があることから、達成見通しは「要努力」とした。						

**2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）**

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県立大学の外部資金受入れ件数	H25:144件 ⇒ H26:139件 ⇒ H27:166件 ⇒ H28:190件 ⇒ H29:198件 ⇒ H30:220件 ⇒ R1:230件 ⇒ R2:235件 ⇒ R3:215件 ⇒ R4:228件 ⇒ R5:229件 ⇒ R6:242件	件数は高水準で推移しており、今後も共同研究等の推進に積極的に取り組んでいくことから、今後も件数の増加が見込まれる。

**3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)**

・国では、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援し、これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるため、「地方大学・地域産業創生交付金」を交付している。
・県内7高等教育機関で構成する「大学コンソーシアム富山」において、各機関が連携して、学生の教育支援や教職員の資質向上、教育研究成果を生かした地域課題解決、産学官連携などを推進している。

**4. 政策目標の達成(進捗)状況**

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
県立大学の教育研究体制の充実支援	最先端の研究や少人数ゼミを中心に地域との対話・交流・協働を行う地域協働授業、工学的視点を取り入れた看護学教育に取り組むなど、教育研究活動が積極的に推進されている。
最先端の研究や産学官連携の一層の推進	・県、富山大学、県薬業連合会で構成する「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムに参画し、医薬品産業の振興に向けた研究開発やバイオ医薬品専門人材の育成を進めている。 ・外部資金の獲得件数は高水準で推移しており、また、教員数の増加に際し大学発技術シーズと企業ニーズとのマッチングに一層取り組むことで、県内企業との共同研究件数は、今後、数年かけて増えるものと期待され、学術研究および産学連携の拠点整備が確実に進んでいる。
県立大学の魅力発信や認知度向上、学生の県内定着の取組みへの支援	成長を続ける大学イメージの戦略的な広報や、大学でのオープンキャンパスや学生募集担当職員による高校訪問など対面型の活動と、Web形式でのオープンキャンパスなど各種媒体を活用した広報を組み合わせた効果的な学生募集事業、学生の県内企業への就職促進の取組みへの支援を進めている。

**5. 政策目標達成に向けての課題**

施策名	課 題 内 容	緊急性
県立大学の魅力発信や認知度向上、学生の県内定着の取組みへの支援	県内産業への人材供給や若者の県内定着に一層貢献するため、県内就職定着の取組みを推進するとともに、進学先として選択されるよう、教育研究活動の充実に努めるとともに、魅力発信及び認知度の向上を図る必要がある。	



政策の柱	未来とやま	政策名	13 生涯にわたる多様な学びの推進				
政策目標	すべての世代の県民が、それぞれの目的やニーズ、社会の新たな課題に応じて、学習の機会や場を選択して学び、その成果を地域で還元し、活躍の場が提供されていること。						

### 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
1年間に生涯学習を行ったことがある人の割合  (県政世論調査において「過去1年間に、スポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおける学習活動を行ったことがある」と答える人の割合)	32.2%	30.3%	28.7%	28.8%	39%	39%以上	要努力	
	指標動向の補足説明	富山県民生涯学習カレッジの主催講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は受講者が5,000人台に減少した。令和3年度以降は10,000人台に回復したが、11,000人前後で推移し、増加傾向はない。						
	達成見通しの判断理由	富山県民生涯学習カレッジでは、コロナ禍を機に始めた講座のオンライン自宅配信を今後も第2の学び方として継続していく。従来からの対面講座をさらに充実させつつ、オンライン配信を進め、若年層にも学びやすい環境を提供する努力が今後も必要となることから、要努力と判断した。						
県内高等教育機関の社会人入学者数  (社会人入試により県内高等教育機関の学部または大学院に入学した社会人入学者及び放送大学富山学習センターの入学者(全科履修生、修士全科生)の合計)	139人 (H25)	145人	118人	128人	170人	200人	要努力	
	指標動向の補足説明	県内高等教育機関における社会人入試による入学者数(学部、大学院)は、前年と比べ、10名の増となった。						
	達成見通しの判断理由	人生100年時代を迎え、改めて大学において学び直したいというリカレント教育の機運が高まっているが、R8年の目標を達成するには、毎年36人程度の伸びが必要となることから、要努力と判断した。						

### 2. 棚附指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の棚附説明
「とやま学遊ネット」の登録情報件数	H29:138,857件 ⇒ H30:139,764件 ⇒ R1:140,605件 ⇒ R2:141,480件 ⇒ R3:141,990件 ⇒ R4:142,760件 ⇒ R5:142,501件 ⇒ R6:143,119件	「とやま学遊ネット(県生涯学習情報提供ネットワークシステム)」の登録情報は、約14万件を維持している。
県立大学の公開講座受講者数	H29:447人 ⇒ H30:283人 ⇒ R1:306人 ⇒ R2:837人 ⇒ R3:240人 ⇒ R4:820人 ⇒ R5:628人 ⇒ R6:543人	看護学部講座において減少したが、情報工学部知能ロボット工学科および生物・医薬品工学研究センター講座において増加した。
県立大学の「社会人向けセミナー」受講者数	H29:66人 ⇒ H30:54人 ⇒ R1:116人 ⇒ R2:119人 ⇒ R3:98人 ⇒ R4:175人 ⇒ R5:234人 ⇒ R6:278人	県立大学における社会人向けセミナーの年間受講者数は、令和6年にオンライン受講の機会を拡充した結果278人と増加した。

### 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 令和5年度から5年間を計画期間とする第4期教育振興基本計画では、「生涯学び、活躍できる環境整備」が教育政策の目標の1つとなった。人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの向上のために、生涯を通じて学び、活躍できる環境を整備することや、社会人が大学等高等教育機関で学びやすい環境を整備することが重要となる。
- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会(令和6年7月)では、上記の計画を踏まえて議論が整理され、生涯学習が目指すべき姿を「誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会」とし、そのための振興方策として「社会人のリカレント教育」や「障害者の生涯学習」が含まれている。

### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
多彩な学習活動の支援	・県の生涯学習推進の中核をなす富山県民生涯学習カレッジでは、体験と学びを通したつながる楽しさを提供する「つながる学びわくわく講座」、地域、健康、居住、人間関係、自然など各分野の観点からウェルビーイングを学ぶ「ウェルビーイング実現講座」、ボランティア講師が受講者と共に講座を運営する「自遊塾」、高校生と共に学ぶ「共学講座」など、多様な学習機会を提供している。
県民の学習を支える基盤整備	・富山県生涯学習情報提供ネットワークシステム「とやま学遊ネット」を活用し、学習講座や講師・指導者、公民館イベント等の情報やビデオ・映画教材の提供を行っている。また、富山県民生涯学習カレッジでは、開講している講座の自宅へのオンライン配信を行うなど、学ぶ環境の整備に努めている。
キャリアを磨く実践的な学びの推進	・富山大学では公開講座やオープンクラス(公開授業)、富山国際大学では地域社会出講プログラムやリカレント講座、高岡法科大学では公開講座など、県内の各高等教育機関においても社会人を対象とした多数の講座が実施され、学びの場が広がっている。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
多彩な学習活動の支援	・現役世代にとって生涯学習が身近なものになっていないことから、令和7年度より現役世代を対象とした「地域・みらい創造講座」を開講することとした。今後とも県民のニーズをしっかりと把握し、講座内容の充実につなげていく必要がある。	
県民の学習を支える基盤整備	・団塊世代、シニア世代を中心に、ふるさと学習など、県民の学習活動を支えるボランティア指導者等を養成する学習機会を今後も提供していく必要がある。	
キャリアを磨く実践的な学びの推進	・高等教育機関が行う社会人対象の公開講座や高度で専門的な教育の充実を図る必要がある。 ・専修学校等が行う、個性と特色を活かし、社会のニーズに対応した実践的な職業教育や専門的な技術教育への支援を継続する必要がある。	

## 政策評価表

政策とりまとめ課：観光推進局 観光資源活用室 世界遺産・ふるさと教育推進課 TEL(直通):076-444-4604

政策の柱	未来とやま	政策名	14 ふるさとを学び楽しむ環境づくり			
政策目標	県民一人ひとりが、ふるさとの自然、歴史・文化、産業等について学び、理解を深めることにより、ふるさとへの誇りと愛着を育んでいくこと。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)	
(今住んでいる地域の行事に参加する小学校6年生、中学校3年生の調査対象者全体に対する割合)	子どもの地域活動体験率	小6 78.9% 中3 48.3% (H24)	82.2% 55.1%	71.7% 48.1%	71.7% 48.1% (R5)	85% 60%	85%以上を維持 60%以上を維持
	指標動向の補足説明	「全国学力・学習状況調査」(文部科学省 調査時期:毎年4月) 指標としていた左記の項目について、令和6年度は調査の質問から除かれたため、令和6年度には令和5年度の実績を示した。					
	達成見通しの判断理由	子どもを取り巻く環境が変化するなか、地域全体で子どもたちの成長を支える社会を実現するためには、地域学校協働活動の推進により一層取り組む必要があることから「要努力」とした。					
(県政世論調査において「県外の知人、友人等に自信をもって紹介したり、奨めたりできるものがたくさんあると思う人の割合）	県内に自信をもって誇れるものがたくさんあると思う人の割合	28.2%	21.0%	21.0%	16.0%	29.0%	R3(2021) 対比 さらに増加させる
	指標動向の補足説明	R6年度調査では、対前年度比5ポイント減少した。					
	達成見通しの判断理由	R6年度は前年度より減少しつつも、「少しある」と思う人の割合を合わせた数値は91.0%(R5:90.8%)と前年度を上回った。現在、「寿司といえば、富山」ブランディング推進の一環として、「寿司」を入口とした富山県の魅力を発信することで、県民の本県に対する意識向上を働きかけており、さらなる努力が必要である。					

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高志の国文学館研修室等年間利用件数	H26:1,650件 ⇒ H27:1,592件 ⇒ H28:1,817件 ⇒ H29:1,959件 ⇒ H30:1,856件 ⇒ R1:2,024件 ⇒ R2:1,322件 ⇒ R3:1,439件 ⇒ R4:1,612件 ⇒ R5:1,867件 ⇒ R6:1,846件	毎年、政策目標(1,000件)を超える件数を維持している。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

置県130年(H25)を契機に、 ・県内各界の代表から構成される「富山県ふるさとの歌づくり実行委員会」により、県民や県出身者がふるさとへの誇りや愛着を育み、皆で一緒に歌い、心を一つにできる歌「ふるさとの空」の作成(H24.7) ・置県日である5月9日を記念し、「県民ふるさとの日記念式典」を実施(H26～R5) ・県民がふるさとへの誇りと愛着を育むようなふるさとづくりへの取組みを「県民ふるさと大賞」で顕彰(H26～R5)
--

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
学校におけるふるさと学習の推進	・学校におけるふるさと学習の推進については、平成22年2月の「ふるさと教育有識者懇談会」の提言報告も踏まえ、高校生が郷土史・日本史を学ぶ取組みや、ふるさと富山の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業等への理解を深め、郷土への誇りと愛着、感動や感謝の心を育むふるさと教育を推進している。令和3年度には、本県が作成したふるさと富山を学ぶための教材がデジタルブック化され、児童生徒がタブレット端末で活用できるようになっている。
家庭、地域におけるふるさと学習の振興	・公民館を拠点とした地域活動では、親子をはじめ多様な人々が参加しやすい工夫を重ね、世代や背景を超えた交流を促している。従来の活動にデジタルの要素を取り入れることで、地域内外の人々との新たなつながりが広がりつつある。放課後子ども教室では、地域の指導者の下、郷土の伝統芸能や郷土学習をテーマに取り上げているところもある。 ・県民カレッジでは「つながる学びわくわく講座」において、県民が郷土の歴史や文化、地域課題に関する学ぶことができる学習機会を設けることで、ふるさとへの誇りと愛着を醸成する機会とし、ふるさと学習の振興を図った。
文学館などにおけるふるさと文学の振興	・高志の国文学館開館から13年経過し、文学館がより一層活用されるよう、「しあわせにな～れ！長谷川義史のえほん展」や「生誕90年 井上ひさし展」などの多彩な企画展を開催した。また、「観桜・観月の集い」「朗読と音楽の夕べ」や文学講座(大学連携シリーズほか)など様々なイベントを開催した。また、創作等の場として、研修室の利用も、政策目標(1,000件)を超える件数であった。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
学校におけるふるさと学習の推進	・平成25年度より、全県立高校で郷土史・日本史学習を実施している。令和3年度末に、補助教材「高校生のためのふるさと富山」をデジタルブック化しており、効果的に活用した実践事例を教員研修等で紹介するなどして、郷土史・日本史学習の充実を図る必要がある。また、デジタルブック化したふるさと読本に加え、市町村教育委員会で作成されているふるさと教材等の活用を基に、ふるさと教育を一層推進していく必要がある。	
家庭、地域におけるふるさと学習の振興	・「つながる学びわくわく講座」は、コロナ禍後もオンライン配信の自宅受講が少しずつ定着するなど、一部で受講層の広がりが見られるが、受講者の固定化や年齢層の偏り等の課題があることから、体験コースでは高校生以下の子どもにも受講や一部の聴講を認めたり、土曜日開催の講座は社会人向けの内容とするなど、幅広い層におけるふるさと学習の振興に努める。	
文学館などにおけるふるさと文学の振興	・文学館開館から13年経過し、常設展示や企画展だけでなく、大学連携講座などの企画展以外の魅力のあるイベントを開催し、新たなりピーター対策を講じていく必要がある。今後は「令和」の典拠となった万葉集ゆかりの地としての本県の魅力だけでなく、近現代の文学、映画やアニメなど本県のふるさと文学の多彩な魅力を発信していく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	15 県民が芸術文化と出会い、親しむ環境づくり				
政策目標	県民一人ひとりが幅広く芸術文化活動と出会い、親しむ環境の整備により、優れた文化を鑑賞する機会などの充実が図られるとともに、県民自らが誇りとなる文化を知り、発信されていること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
県立文化ホールの利用率  (県民会館、教育文化会館、高岡文化ホール、新川文化ホール、県民小劇場におけるホールの利用率)	63.3% (H24)	64.4%	59.6%	59.0%	70%	70%	要努力	
	指標動向の補足説明	県立文化ホールについては、平成18年度の指定管理者制度導入後、利用料金制の採用による割引料金の取組みなどを通じて利用促進に努めてきたところであるが、令和6年度の利用率は前年度に比べて若干低下した。						
	達成見通しの判断理由	平成18年度からの指定管理者制度の導入に伴い、利用料金の割引やサービスの向上が図られており、利用率が高まってきた。新型コロナウイルス感染症による影響で利用率が減少していたが、規制緩和による回復傾向がみられる。しかし、コロナ禍以前の水準までに達していないうえ、近年の利用率の推移から見ても達成は容易ではないと考え、達成見通しは「要努力」とした。						
県民が身近な場で親しむことのできるコンサートの実施数  (小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサートなどの実施数)	90回 (H24)	93回	89回	91回	100回	100回以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサートなど、身近なところで、誰でも優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実に努めている。令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による中止等で実施数が少なかったが、令和4年度は、コロナ禍以前の水準に近い数値まで回復した。令和5年度以降は「とやまアーティストマッチング事業」により、公演回数が増え、約90回で推移している。						
	達成見通しの判断理由	小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサートのほか、県立の美術館等(富山県美術館、水墨美術館、高志の国文学館、民間の文化的施設など)のロビー等を活用したコンサート等を拡充するなど、身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実に努めている。令和4年度の実施数は、コロナ禍以前の水準まで近づきつつあったが、令和5年度に開始した「とやまアーティストマッチング事業」により、出張公演等の件数が増加したことから、目標の達成は可能であると考えられる。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
高志の国文学館研修室等年間利用件数(再掲)	H26:1,650件 ⇒ H27:1,592件 ⇒ H28:1,817件 ⇒ H29:1,959件 ⇒ H30:1,856件 ⇒ R1:2,024件 ⇒ R2:1,322件 ⇒ R3:1,439件 ⇒ R4:1,612件 ⇒ R5:1,867件 ⇒ R6:1,846件	毎年、政策目標(1,000件)を超える件数を維持している。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

国において、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナによる教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すとされた。 また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする「文化観光推進法」が成立。
--

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実	・美術館や文学館等の文化施設を活用した、国内外で活躍する一流音楽家等によるコンサートの開催を支援し、県民へ質の高い音楽芸術に触れる機会の拡充に努めた。
次世代を担う子どもたちの文化に親しむ機会の充実	・次世代を担う子どもたちの豊かな人間性と多彩な個性を育むため、未就学児も対象とした低年齢層からの芸術文化に触れる機会を拡充するとともに、美術館・博物館における大学生の観覧料について、常設展示を通年無料、企画展示を半額とし、若者の鑑賞機会の充実に努めた。
美術館を中心とした県民が芸術活動と出会い、親しむ場の創出	・富山県美術館のアトリエにおいて、图画工作や美術に興味を持つもらえるよう、気軽に参加できる親子向けワークショップや、ワークショップの動画配信を行うなど、県民が芸術活動と出会い、親しむ機会の創出に努めた。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実	巡回展示やミュージアムコンサートなど、身近なところで、誰でも優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実を図る必要がある。	
次世代を担う子どもたちの文化に親しむ機会の充実	未就学児や小学生など、低年齢層から、大人へ成長するまでの過程において、子どもたちが、継続的に芸術に触れる機会の充実を図る必要がある。	
美術館を中心とした県民が芸術活動と出会い、親しむ場の創出	富山県美術館や富岩運河環水公園内のプロムナードを活用して、県民が芸術文化と出会い、親しむ場を創出していく必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	16 県民が芸術文化の創造に参加し、交流する機会の充実				
政策目標	県民一人ひとりが幅広く芸術文化の創造活動に参加するとともに、文化を通じた交流が活発に行われていること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
芸術文化に親しむ機会が充足されていると思う人の割合  (県政世論調査において「音楽や演劇、美術など芸術文化に親しむ機会」について「充足されている」と答えた人の割合)	37.5% (H24)	37.7%	40.6%	36.4%	45%	50%	要努力	
	指標動向の補足説明	平成24年度に回答区分が細分化(「充足されている」→①「十分に充足されている」、②「ある程度充足されている」)されたこともあり、大幅に増加。その後は増減を繰り返し、令和6年度は約36%となった。						
地域文化に関係するボランティア活動者数  (指定文化財など地域の文化資源を対象として保存伝承、体験学習会(研修会)等の活動を継続的に実施している団体の活動者数)	13,510人	13,770人	14,130人	14,150人	14,000人	14,150人	達成可能	
	指標動向の補足説明	コロナ禍の影響で会員数が減少した団体があるが、コロナ禍でも行われた魅力発信や普及啓発事業など様々な取組みにより地域の文化資源の保存伝承に対する県民の意識は高まっている。						
	達成見通しの判断理由	コロナ禍を契機に地域の文化遺産の継承に関する問題意識は高まっており、新たに団体を設立する動きは引き続き活発であることから、活動者数は過去の伸び率と同程度に伸びると考えられる。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山県美術館で実施するワークショップの参加者数	H29:9,674人 ⇒ H30:12,693人 ⇒ R1:9,044人 ⇒ R2:3,469人 ⇒ R3:38,518人 ⇒ R4:50,326人 ⇒ R5:79,128人 ⇒ R6:65,284人	富山県美術館のアトリエ等でワークショップを実施することで、芸術文化の創造に参加し交流する機会の創出を推進している。R2年度以降は、コロナ禍によりワークショップの中止が続いたことから、ワークショップの動画配信や自宅で制作に取り組めるような折り紙等の配布を実施し、折り紙等の配布数も参加者数に含めている。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

国において、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すとされた。 また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする「文化観光推進法」が成立。 R5の官民協働事業レビューにおいて、県民に対し積極的に事業のPRをすべき等の意見があった。
---

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
文化を通じた子どもたちの交流の促進	・とやまこども舞台芸術祭において、海外の子どもが描いた作品を展示するなど、文化を通じた交流を促している。 ・越中アートフェスタにおいて、令和6年度から新たに高校生書道パフォーマンスや子ども向けアート体験会を開催するなど、子どもたちが芸術文化に親しむ機会の拡充を図っている。
アートとデザインをつなぎ、双方向の美術体験をする場としての富山県美術館	・富山県美術館が平成29年8月に全面開館し、令和7年3月には一部開館からの来館者数が508万人を超えた。引き続き大勢の方に来館いただけるよう、魅力的な展覧会の開催や、施設管理・運営に注力していく。
県民が芸術文化の創造に参加し、交流できる場の拡充	・富山県美術館では、大人から子どもまで楽しむことのできるワークショップを開催している。今年度実施した「オープンラボ」などのワークショップには、延べ約7万人が参加するなど、多くの方に双方向の美術体験が味わえる機会を創出している。
文化の次世代の担い手の育成	・県民の活動依頼に応じて、芸術家を派遣し、子どもたちをはじめ、県民が芸術文化に触れる機会の拡充を図るとともに、優れた専門家をワークショップに派遣するなど、次世代の担い手の育成に努めている。 ・小学校への出前コンサートや県立文化施設でのロビーコンサート等を実施するなど、子どもたちが身近なところで優れた文化を鑑賞する機会の充実に努めている。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
文化を通じた子どもたちの交流の促進	・とやま世界こども舞台芸術祭の開催や、海外の国際大会への定期的な参加の促進、海外研修派遣への支援などを通じて、未来を担う子どもたちが世界の文化に触れ、世界の子どもたちと交流する機会の充実を図る必要がある。	
アートとデザインをつなぎ、双方向の美術体験をする場としての富山県美術館	・富山県美術館は、アートとデザインをつなぎ、「見る、創る、学ぶ」という双方向での美術体験や、一流作家によるワークショップの開催など、県民が芸術文化の創造に参加し交流できる場として活用を進める必要がある。	
県民が芸術文化の創造に参加し、交流できる場の拡充	・県民主体の文化に関する鑑賞、参加、交流及び創造の機会を拡充するため、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働、多様な意見を反映する仕組みづくりや国、市町村等の文化政策との連携体制の確立に努める必要がある。	
文化の次世代の担い手の育成	・文化の担い手の育成に向けて、引続き、全国的な規模での発表の場を提供するなど、次世代を担う子どもたちや青少年の文化活動の充実を図る必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	17 質の高い文化の創造と世界への発信					
政策目標	世界に誇れる質の高い芸術文化の創造や発信が行われ、世界中から芸術文化人が集う芸術文化の拠点の形成がされていること。							

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
文化に関する国際交流事業数(派遣、招へいの計)  (県・市町村・学校・団体等の国際交流事業数)	40件	57件	67件	52件(見込)	60件	63件	達成可能	
	指標動向の補足説明	令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したが、令和4年度以降は回復の兆しが見られ、R6年度の実績は52件となる見込み。						
	達成見通しの判断理由	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度の実績は大幅に減少したものの、「ウィズコロナ」の時代に入り、今後、県内芸術文化団体による国際交流事業が積極的に展開されることが期待できることから「達成可能」とした。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
富山県内で行われる芸術文化活動の創造に参加する外国人アーティストの人数	H27:約400人 ⇒ H28:約460人 ⇒ H29:約460人 ⇒ H30:約460人 ⇒ R1:約530人 ⇒ R2:0人 ⇒ R3:20人 ⇒ R4:約320人 ⇒ R5:約210人 ⇒ R6:約260人	富山県利賀芸術公園に、例年多くの外国人アーティストが参加していることに加え、H28年度のとやま世界こども舞台芸術祭2016や、H29年度の国際北陸工芸サミット、H30年度の世界ポスタートリエンナーレトヤマ、R1年度の第9回シアター・オリンピックス、R4年度のとやま世界こども舞台芸術祭2022などにも、多くの外国人アーティストが参加した。令和6年度は、外国人アーティストの参加実績は約260人となった。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

国において、令和5年度以降の新たな計画として、文化芸術推進基本計画(第2期)が令和5年3月に閣議決定され、新型コロナに係る教訓や様々な社会変化を踏まえ、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出し、引き続き「文化芸術立国」の実現を目指すとされた。

また、令和2年4月には、地域において文化芸術の理解を深める機会を拡大し、文化振興を起点に、観光振興及び地域活性化の好循環を創出することを目的とする「文化観光推進法」が成立。

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判 定 理 由
国際的な視野を持つ、次世代を担う人材育成の推進	・舞台芸術の拠点である利賀芸術公園において、利賀芸術塾の開催などにより、多くの演出家や俳優、学生らが集い、創造・実践活動を行うことによる人材育成に取り組んだ。
世界に誇れる質の高い文化の創造や世界各地とダイレクトにつながる国際的な文化交流の推進	・利賀芸術公園において、一流の舞台芸術家による演劇の創造に取り組んだ。また、舞台芸術祭「利賀サマー・シーズン」など国際的な文化イベントの開催により、国際的な文化交流に取り組んだ。
本県文化の魅力を国内外に発信	・令和4年度は、「第4回とやま世界こども舞台芸術祭(PAT2022)」が開催され、国内外から数多くの方が参加し、国際的な交流を行うとともに、本県文化の魅力を発信した。世界の優れた詩人の業績を顕彰する第3回大伴家持文学賞の受賞者に、125名(29の国と地域)の候補者の中から、フランス出身のジャン=リュック・ステンメツ氏を選考し、贈呈式を開催した。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
国際的な視野を持つ、次世代を担う人材育成の推進	・国内外の演劇人や芸術文化を志す世界水準の人材が参加し、切磋琢磨する機会の充実やこれらを通じた次世代の人材育成、教育事業を推進する必要がある。	
世界に誇れる質の高い文化の創造や世界各地とダイレクトにつながる国際的な文化交流の推進	・世界に誇れる質の高い文化の創造や世界各国からアーティスト等を招聘したイベントの開催等、国際的な文化交流を推進することにより、世界中から芸術文化人が集う芸術文化の拠点を形成していく必要がある。	
本県文化の魅力を国内外に発信	・質の高い舞台芸術をはじめとした国際文化交流事業を開催するとともに、芸術文化団体等による取組みを支援していく必要がある。	



政策の柱	未来とやま	政策名	18 スポーツに親しむ環境づくりの推進				
政策目標	県民の誰もが、それぞれの興味、関心、適性等に応じて、スポーツを「する、みる、支える」活動に参画し、主体的にスポーツを楽しんでいること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
成人のスポーツ実施率  (週に1回以上、運動やスポーツを実施する成人の割合)	41.6% (H24)	38.9% (H26調査値)	38.8% (R4)	49.0%	45%	50%以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	運動やスポーツに親しむ県民の割合は増加傾向にあり、R6でも前回(R4:38.8%)と比較して増加した。						
児童の体力・運動能力の平均値  (小学校6年生50m走の平均値)	男8.98秒 女9.28秒	男9.03秒 女9.20秒	男9.08秒 女9.30秒	男9.08秒 女9.35秒	男8.80秒 女9.10秒	男8.80秒 女9.10秒	要努力	
	指標動向の補足説明	小学校6年男子・女子共に低下傾向にある。						
スポーツ指導者数  (公益財団法人日本体育協会に登録している公認スポーツ指導者数)	2,349人	2,711人	3,641人	4,229人	2,900人以上	3,000人以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	・(公財)富山県スポーツ協会と競技団体が、コーチ等を養成する指導者講習会を計画的に開催している。指導者数は増加傾向にある。						
	達成見通しの判断理由	・令和4年度からの総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用開始に伴う有資格者(公認アシスタントマネジャー、公認スポーツ指導者)の配置やスポーツ少年団の指導者複数名登録制度の実施などにより、指導者数は増加傾向にあり、達成見通しは「達成可能」とした。しかし、スポーツ少年団指導者資格制度の改定により、これまで必要ななかつた更新の手続き(研修や登録料)が義務付けられたことや、今後、少子化によりスポーツ少年団の登録者数や指導者の減が十分予想されるため、動向を注視する必要がある。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
県立学校へのスポーツエキスパート派遣者数(累計)	H23:1,268人 ⇒ H24:1,438人 ⇒ H25:1,610人 ⇒ H26:1,780人 ⇒ H27:1,952人 ⇒ H28:2,122人 ⇒ H29:2,292人 ⇒ H30:2,449人 ⇒ R1:2,595人 ⇒ R2:2,738人 ⇒ R3:2,843人 ⇒ R4:2,981人 ⇒ R5:3,116人 ⇒ R6:3,244人	運動部活動の充実を図るために、毎年、各学校から多数の申請がある。年度初めに、予算内に収まるよう調整している。
元気とやまスポーツ大賞の受賞者数(累計) ※R3以降は「とやま県民スポーツ大賞」	H22:581人 ⇒ H23:665人 ⇒ H24:746人 ⇒ H25:838人 ⇒ H26:926人 ⇒ H27:1,006人 ⇒ H28:1,084人 ⇒ H29:1,170人 ⇒ H30:1,257人 ⇒ R1:1,326人 ⇒ R2:1,376人 ⇒ R3:1,434人 ⇒ R4:1,470人 ⇒ R5:1,512人 ⇒ R6:1,552人	令和2年度までの「元気とやまスポーツ大賞」(4部門)を見直し、令和3年度から「とやま県民スポーツ大賞」(3部門)に改定し、受賞数を例年90前後だったものを50前後に精選した。令和4年度にはパフォーマンス部門をシニアアスリート部門、令和5年度には賞の種類をとやま県民スポーツ大賞「最優秀賞」と「優秀賞」、令和6年度にはシニアアスリート部門をミドル・シニアアスリート部門とした。令和6年度の受賞者数の内訳は、最優秀賞4個人2団体、優秀賞24個人10団体となっている。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

- ・令和4年3月25日に、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とした「第3期スポーツ基本計画」が策定された。
- ・スポーツ庁は、令和3年度の「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」結果から、児童生徒の体力低下の要因に①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイムの増加、③肥満である児童の増加を引き続き挙げている。令和4年度の調査結果からは、運動時間はやや増加は見られたが、コロナ以前の水準にはまだ戻っておらず、朝食欠食や睡眠不足といった生活習慣の変化が指摘されている。
- ・スポーツ庁は、「体力・運動能力調査」の結果によると、小学生時に運動を楽しいと感じた子どもは、未就学時の外遊び経験が多いとしている。そのため、R4年度から、未就学の幼児から小学校の児童までを対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組む「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト」を行っており、今後も継続的に子どもの体力向上を目指すこととしている。
- ・また、「第3期スポーツ基本計画」では、「スポーツによる地方創生、まちづくり」に向け、様々な地域のスポーツ資源の活用や「地域スポーツコミッショング」の活動等を通じ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することとしている。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
県民がスポーツに親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブの活動支援や県民歩こう運動推進大会、県民スポーツ機会創出事業、更には、学校体育施設開放の促進などを通じて、県民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実及びスポーツに親しむことができる環境づくりを進めている。</li> <li>・「富山マラソン2024」では、フルマラソンの出走者が過去最多の13,589人となり、沿道応援では、「今、ともに、前へ。」の大会メッセージのもと、震災からの復興を目指す元気な富山県をアピールした。開催に向けて、北陸新幹線敦賀開業を活かした北陸三県の大会同士の連携や日本三霊山を要する静岡・石川県との連携を図ることにより、機運醸成を行った。</li> </ul>
子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の定着と体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の児童生徒は、平成20年度以降の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の年次推移を見ると、体力・運動能力は男子は横ばい傾向、女子は上昇傾向であったが、平成30年度以降は低下傾向が見え始め、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに低下に拍車がかかった。令和4年度の調査では、児童の運動時間は増加しており、それに伴い体力も改善傾向であるが、コロナ以前の水準には戻っていない。生徒の運動時間は減少が続いているが、体力についても引き続き低下した。</li> <li>・幼稚園・保育所、小・中・高校への「とやま元気っ子育成ハンドブック」の配布・活用や小学生の体力向上シート『みんなでチャレンジ3015』のデータによる配布など、運動好きでたくましい児童生徒の育成に取り組んでいる。また令和4年度には、Webアプリ「とやま元気っこチャレンジ」を開発し、児童生徒の健康的な生活習慣と運動習慣の定着につなげるツールとして期待している。</li> <li>・令和6年度までは、幼児期から小・中学生期の運動習慣の定着や運動好きな子どもの育成、指導力向上のため異校種の指導者が参加する運動指導方法の研修を目的とした「とやま元気っ子スポーツライフサポート事業」を行ってきたが、令和7年度からは前事業の趣旨に加え、障害の有無や、性別、国籍等を問わず、多様な子どもたちが共にパラスポーツ等を学び、運動好きにさせることを目的とした「スポーツを通じた共生社会推進事業」を展開し、市町村が行う運動習慣の定着や体力向上を図る取組みを支援している。</li> <li>・「きときとチャレンジランキング」(参加数 H25:330チーム、H26:350チーム、H27:611チーム、H28:524チーム、H29:480チーム、H30:617チーム、R1:428チーム、R2:351チーム、R3:614チーム、R4:268チーム、R5:204チーム、R6:179チーム)を実施するなど、児童生徒の運動意欲の向上を図っている。</li> </ul>
スポーツを支える人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)富山県スポーツ協会、富山県スポーツ少年団等が、コーチ等を養成する指導者講習会を計画的に開催することで、指導者の育成に取り組んでいる。また、運動部活動を指導するスポーツエキスパートなど、地域のスポーツ指導者の活用と研修の機会を設け資質の向上に努めている。さらに、地域住民のスポーツ振興に関する指導・助言を行うスポーツ推進委員に対して、各種の研修会や講演会を通じて資質の向上を図っている。</li> <li>・R6年度に、パネットとやま(スポーツ人材バンク)をリニューアルし、指導者登録、検索の利便性を向上させた。それにあわせて、チラシ、ポスターを作成し、公共施設への掲示、県公式SNSでの発信による告知を行った。また、チラシは県下全ての小中高等学校、特別支援学校へ配布した。</li> </ul>
プロスポーツや企業と連携した地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い世代の県民が参加する、プロスポーツチーム等と連携したスポーツや健康づくりイベントを実施し、県民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、県民とプロスポーツ選手等の交流を図っている。</li> <li>・関係人口の創出や地域活性化の推進を目的とする、官民連携による県版スポーツコミッショングの発足に向け調査・検討を行った。</li> </ul>

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
県民がスポーツに親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代やスポーツ実施率の低い働き盛り世代などを含む、幅広い年代の県民が生活の中で時間を見つけて気軽に運動・スポーツに親しむことができるような機会づくりや誰もが気軽にスポーツに親しみ、それぞれの目的や好みに応じてスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりを一層推進していく必要がある。</li> <li>・オリンピアン等と県民が交流する機会を設ける、スポーツ分野以外とのコラボレーションなど、県民のスポーツ活動への参加のきっかけを工夫し、スポーツ活動への興味・関心を引き続き高めていく必要がある。</li> <li>・県武道館の整備を契機とする県総合運動公園の魅力向上や、スポーツ施設等の集積を活かした地域活性化により、スポーツ環境の更なる充実を推進していく必要がある。</li> </ul>	
子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の定着と体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の体力向上には、幼稚園や保育所、小学校低学年から運動が好きな子供を育て、学校、家庭、地域が連携して主体的に運動する子供の育成に取り組み、子供の健康的な生活習慣の定着と運動の日常化を図る必要がある。また、運動好きな子供を育てるために、幼児期の運動遊びの啓発と体育授業の充実・改善にも取り組む必要がある。</li> </ul>	
スポーツを支える人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の様々なスポーツ活動の企画や運営を支えるスポーツボランティア、国際大会等で活躍したトップアスリートなど、スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の提供に努める必要がある。</li> <li>・県民にパネットとやま(スポーツ人材バンク)を積極的に利用していただくため、SNSを効果的に活用したり、指導者等を対象とした研修会や会議等で周知に努める必要がある。</li> </ul>	
プロスポーツや企業と連携した地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなファン層の拡大やチームによる地域の活性化を進めるため、プロスポーツチーム等の連携を強化する必要がある。</li> <li>・市町村、競技団体やプロスポーツチーム、企業・経済団体等様々な主体との連携による、スポーツを通じた地域の活性化を図る必要がある。</li> </ul>	

政策の柱	未来とやま	政策名	19 全国や世界の檜舞台で活躍する選手の育成				
政策目標	ジュニア期からの発掘・育成・強化が進み、数多くの本県選手が全国や世界の檜舞台で活躍していること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
国民スポーツ大会等の全国大会における入賞等の件数  (国民スポーツ大会、全国高校総体、全国中学校体育大会の3位以内の入賞数と重点強化種目の目標値(野球・サッカーベスト8以上、駅伝20位以内)到達件数の合計)	38	47	33	38	48以上	48以上	要努力	
	指標動向の補足説明	中学・高校生の国スポでの成績は振るわなかつたものの、全国大会での上位入賞が大幅に増加した。						
	達成見通しの判断理由	一貫指導体制を充実させるために、小学生を対象とした「未来のアスリート発掘事業」、「エリートユース育成事業」などで、ジュニア層からの発掘や育成・強化を進めている。また、「TOYAMAアスリートマルチサポート事業」のスポーツ医・科学的サポートの充実により、成年層にも成果が出つつある。ただし、国スポの成績や重点強化種目の目標値達成にはさらなる強化対策、施設充実、選手育成など、今後も継続的な施策が必要であることや、競技人口の減少から、達成見通しは「要努力」とした。						
オリンピック競技大会の出場者数  (オリンピック競技大会(夏季・冬季)に出場する本県選手数)	9人 2012 ロンドン(7) 2010 バンクーバー(2)	8人 2016リオ(6) 2014ソチ(2)	16人 2021東京(14) 2022北京(2)	12人 2024パリ(10) 2022北京(2)	10人以上 2021東京 2022北京	10人以上 2024 パリ 2026 ミラノ&コルティナ・ダンペッツォ	既に達成	
	指標動向の補足説明	オリンピックを見据え、選手の育成・強化を推進するとともに、より効果的なスポーツ医・科学的サポートの実践、指導者レベルの向上を図ることにより、オリンピックに出場するトップアスリートの育成を目指す。						
	達成見通しの判断理由	世界最高峰の大会であるオリンピック競技大会については、2024パリ大会において10名の選手が出場し、2026冬季大会開催前ではあるが「既に達成」とした。しかしながら、東京、パリの2大会連続出場した選手を含め、円熟期を迎えている者も多く、今後10名以上の選手が出場することは容易ではない。今後もスポーツ医・科学的サポートの充実により、継続した競技力向上や選手育成が必要である。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
未来のアスリート指定児童数(累計)	H22:338人 ⇒ H23:404人 ⇒ H24:466人 ⇒ H25:532人 ⇒ H26:598人 ⇒ H27:662人 ⇒ H28:728人 ⇒ H29:803人 ⇒ H30:876人 ⇒ R1:951人 ⇒ R2:1,025人 ⇒ R3:1,099人 ⇒ R4:1,099人(事業実施開始を4月に変更したため変化なし) ⇒ R5:1,159人(ジュニア指定選手10名は含めない) ⇒ R6:1,214人(ジュニア指定選手8名は含めない)	県内全小学校に募集パンフレット・ポスター等を配布するとともに、競技団体のホームページにバナー掲出を依頼するなど、連携して啓発活動に努めており、競技種目に偏りなく応募がある。 令和5年度より新5年生のジュニア指定選手約10名を含め、約70名で活動している。
オリンピック大会等国際大会出場者数(累計)	H27:11人 ⇒ H28:27人 ⇒ H29:41人 ⇒ H30:56人 ⇒ R1:71人 ⇒ R2:73人 ⇒ R3:98人 ⇒ R4:117人 ⇒ R5:147人 ⇒ R6:174人	県として最先端の医・科学的サポートを提供し、オリンピック等に出場するトップアスリートを数多く育成し、世界の檜舞台で活躍できるよう支援している。
TOYAMAアスリートマルチサポート事業指定選手数(累計)	H22:604人 ⇒ H23:1,245人 ⇒ H24:1,843人 ⇒ H25:2,447人 ⇒ H26:3,243人 ⇒ H27:4,051人 ⇒ H28:4,837人 ⇒ H29:5,650人 ⇒ H30:6,411人 ⇒ R1:7,207人 ⇒ R2:8,014人 ⇒ R3:8,801人 ⇒ R4:9,595人 ⇒ R5:10,367人 ⇒ R6:12,300人	平成22・23年度にトレーニング機器・専門測定器を増設し、平成25年度までスタッフも増員することで事業を拡充し、強化指定選手の増加につながった。平成26年度から医・科学的サポートを充実した事業として再構築し実施している。令和6年度から、より利用しやすく、効果を感じられる事業へと改善を図っている。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

・令和4年3月25日に、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を計画期間とした、第3期「スポーツ基本計画」が策定された。 第3期計画では、東京2020五輪・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示し、新たに「3つの視点」を支える、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、といった具体的な施策を示している。
---

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
全国の檜舞台で活躍できる選手の育成	・合宿遠征や各種大会への選手派遣等により競技力の向上を図ったほか、小学生を対象とした「未来のアスリート発掘事業」やユース年代(中・高校生)を対象とした「エリートユース育成事業」の開催、各競技団体から選出された強化選手に対して合宿遠征事業などの強化事業を行っている。 また、国スポ選手の強化を担当する指導者等をNTC、JISSの研修会に派遣し、トップコーチから学べる事業を行っている。
強化拠点の整備の推進と有効活用	・県総合体育センター、西部体育センターを強化の中核拠点として位置づけ、NTC、JISSとの連携を強化するとともに、競技力強化の推進母体である(公財)富山県スポーツ協会と連携し、オリンピック等で日本代表選手をサポートした経験のある専門知識を有したスーパートレーナーによる支援や、TOYAMAアスリートマルチサポート事業による指定選手へのスポーツ医・科学的サポートの充実を図っている。 施設面でも総合体育センターにアスリート優先施設として、第2トレーニング室を整備した。 令和3年度には総合体育センター職員の一年間内地留学を実施し、指導員の資質向上を図った。
世界レベルのトップアスリートの育成	・世界の檜舞台で活躍できるトップアスリートを育成・強化するために、年代別日本代表選手等の海外派遣参加等への支援や、県民スポーツ応援団募金の活用によるトップアスリートへの活動支援など、各種強化事業の効果的・効率的な推進を図っている。

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
全国の檜舞台で活躍できる選手の育成	・少子化・人口減少社会において、より効果的で持続可能な強化策を検討し、推進する必要がある。	
強化拠点の整備の推進と有効活用	・強化体制の再構築を図り、県内の競技別強化拠点を整備、競技団体ごとの強化策を策定して、競技力強化を推進する施策の検討が必要	
世界レベルのトップアスリートの育成	・県民スポーツ応援団基金を原資とした「元気とやまスポーツ応援基金」を活用し、トップアスリートの活動を支援しているが、原資が年々減少している。	

政策の柱	未来とやま	政策名	20 多様なボランティア・NPO活動の推進			
政策目標	ボランティアやNPOが幅広い人々の参加のもと、地域づくりや公共サービスの新たな担い手として、様々な分野において活発に活動し、活躍していること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評 価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
ボランティア活動者数  (地域で継続的に活動している人口10万人当たりのボランティア数)	5,711人	6,438人	5,869人	5,917人	6,700人	7,000人	要努力	
	指標動向の補足説明	・H23からR1までの8年間の増加数は、1,462人と増加傾向にあったものの、R1以降は減少傾向にある。 ※H23はH22国勢調査、H27～R1はH27国勢調査、R2～R6はR2国勢調査による人口をもとに算出したもの						
NPO法人認証数(累計)  (県内で認証しているNPO法人の数)	306法人	367法人	398法人	393法人	420法人	470法人	要努力	
	指標動向の補足説明	・NPO法人認証数は、令和元年度に初めて微減した。 ・近年法人の解散数と新規認証数が同程度となる状態が続いているが、令和6年度は解散数が認証数を5法人上回った。						
	達成見通しの判断理由	・近年、他法人格での法人化が容易になったことや、会員の高齢化などに伴う解散数の増加から、伸びが鈍化している。 ・目標達成のためには、一層のNPO制度の普及啓発が必要であるため要努力とした。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー研修修了者数	H23:50人(コーディネータのみ) ⇒ H24:105人 ⇒ H25:144人 ⇒ H26:165人 ⇒ H27:165人 ⇒ H28:173人 ⇒ H29:203人 ⇒ H30:224人 ⇒ R1:239人 ⇒ R2:258人 ⇒ R3:234人 ⇒ R4:251人 ⇒ R5:266人 ⇒ R6:304人	災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、今後も災害救援ボランティアコーディネーター・リーダー養成研修会等の参加者増加に努める。
認定NPO法人数	H23:0法人 ⇒ H24:0法人 ⇒ H25:1法人 ⇒ H26:1法人 ⇒ H27:1法人 ⇒ H28:2法人 ⇒ H29:3法人 ⇒ H30:4法人 ⇒ R1:4法人 ⇒ R2:4法人 ⇒ R3:5法人 ⇒ R4:6法人 ⇒ R5:6法人 ⇒ R6:6法人	R6年度は認定を行わなかった。
県とNPOとの協働事業数	H23:58事業 ⇒ H24:61事業 ⇒ H25:114事業 ⇒ H26:111事業 ⇒ H27:126事業 ⇒ H28:114事業 ⇒ H29:110事業 ⇒ H30:114事業 ⇒ R1:113事業 ⇒ R2:121事業 ⇒ R3:136事業 ⇒ R4:123事業 ⇒ R5:110事業 ⇒ R6:99事業	R6年度は事業の見直しなどにより、協働事業数は減少した。※H25以降はNPOの定義を広義にとらえたことにより、協働事業数が増加した。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

社会貢献活動への関心が高まっており、県内のNPO法人数は緩やかではあるが増加傾向にある。行政だけでなく、県民・NPO・企業など多様な主体が積極的に「協働」することにより、地域が活性化されるよう、ボランティア・NPOの普及啓発、NPOの活動支援、寄付文化の醸成、企業等との協働等の推進など、官民をあげて支援を強化している。

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	C さらなる重点的な施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
幅広い県民のボランティア活動の参加促進	・ボランティア活動者数は増加傾向にあったが、近年伸びは鈍化している。ボランティア数の着実な増加を図るために、ボランティアに関する意識啓発により、幅広い世代へのボランティア活動への参加促進を目指す必要がある。 ・災害ボランティア活動について、震災を経るごとに、ボランティア意識が高まっている。活動費の支援や、石川県への災害ボランティアバスの運行によるボランティア派遣、公式LINE災害ボランティアバンクによる情報提供を行うなど、活動への参加促進について、引き続き支援する。
NPOの活動基盤の安定・強化	・近年、解散法人数は増加し、認証数の伸びが鈍化してきていることから、引き続きNPO法人の活動支援やNPO法人制度の普及・啓発による着実な増加を目指す必要がある。 ・寄付金等の優遇措置を受けることが出来る認定・特例認定法人への理解を深める必要がある。
多様な主体が公共サービスを担うための協働事業の推進	・県とNPOとの協働事業数を増やすため、NPO、企業、行政等の多様な主体が、地域の課題に対して協働するさらなる仕組みづくりが必要である。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
幅広い県民のボランティア活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、人口減が見込まれるなかボランティア数の着実な増加を図るため、活動体験、研修などを通じて、ボランティアの普及啓発や人材育成を進め、児童・生徒や学生、中高年世代、勤労者などの幅広い県民のボランティア活動への参加を促進する必要がある。</li> <li>災害ボランティア活動について、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整を行う人材の確保や行政・NPO・社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)等の三者の連携体制の構築・実効性の向上を推進する必要がある。</li> </ul>	
NPOの活動基盤の安定・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、富山県民ボランティア総合支援センターと連携しNPO支援の充実に取り組むとともに、NPO活動への理解の促進とNPOの活動基盤の安定・強化を図る必要がある。また、認定NPO法人など、市民から支えられ運営基盤が強化されたNPOを増加させる必要がある。</li> </ul>	
多様な主体が公共サービスを担うための協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO、企業、行政等の多様な担い手が、それぞれの利点・特性を活かして連携し、積極的に社会的課題の解決に向けた取り組みや県民の多様なニーズにきめ細やかに応える公共サービスの提供を進めるための、人材育成や環境づくりを推進する必要がある。</li> </ul>	

政策の柱	未来とやま	政策名	21 若者の自立促進と活躍の場の拡大			
政策目標	すべての若者が社会的・職業的に自立し、企業や社会の一員として県内でいきいきと活躍していること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
若者(15~34歳)の就業率  (15~34歳の人口から学生を除いた人数に占める就業者の割合)	84.6% (H22)	87.4% (H27)	89.3% (R2)	89.3% (R2)	87.4%以上	87.4%以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	国勢調査の結果によると、平成22年:84.6%、平成27年:87.4%、令和2年:89.3%となっており、就業率が上昇している。						
	達成見通しの判断理由	県内の有効求人倍率は、令和7年3月は1.43倍となり、雇用情勢は求人が求職を大幅に上回って推移している。今後も、社会・経済情勢により左右される面が大きいが、ヤングジョブとやま(富山県若者就業支援センター)の就業支援や、県内定着に関する取組みを今後一層推進していくことにより、達成可能と判断した。						
地域活動に参加している若者の割合  (県政世論調査において、20歳代の若者のうち、「地域活動に積極的、またはときどき参加している」と答えた人の割合)	37.9%	37.7%	31.3%	25.3%	40%	42%	要努力	
	指標動向の補足説明	指標策定以来、積極的、またはときどき参加していると答えた人の割合は減少傾向にあり、前回調査から6.0ポイント減少した。一方で、今後参加したいと答えた人の割合は他の年代に比べて最も高くなっている。(18,19歳:25.0%、20代:27.6%、30代:20.3%、40代:18.2%、50代:16.0%、60代:15.6%、70歳以上:9.9%)						
	達成見通しの判断理由	若者を対象としたボランティアの体験・啓発事業や社会貢献活動への取組みを支援する事業を実施するなど、ボランティアや地域活動に参加しやすい環境づくりに引き続き取り組む必要があるため要努力と判断した。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
ヤングジョブとやまの利用者数	H23:24,401人 ⇒ H24:25,192人 ⇒ H25:22,055人 ⇒ H26:34,481人 ⇒ H27:40,280人 ⇒ H28:31,292人 ⇒ H29:37,835人 ⇒ H30:37,405人 ⇒ R1:28,145人 ⇒ R2:21,429人 ⇒ R3:20,153人 ⇒ R4:18,233人 ⇒ R5:16,893人 ⇒ R6:15,084人	採用市場が求職者優位の売り手市場となっており、ヤングジョブとやまを利用せずとも就職できる状況が続いていることから、利用者が減少傾向にある。
富山くらし・しごと支援センターを通した就職者数	H23:141人 ⇒ H24:151人 ⇒ H25:166人 ⇒ H26:180人 ⇒ H27:178人 ⇒ H28:210人 ⇒ H29:231人 ⇒ H30:245人 ⇒ R1:260人 ⇒ R2:234人 ⇒ R3:218人 ⇒ R4:235人 ⇒ R5:156人 ⇒ R6:189人	昨年度と比較して県企業情報サイトへの学生登録者数が増加したことにより、学生の当センターを通じた就職者数が増加した。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- 雇用情勢は、求人が求職を大幅に上回って推移しているものの、求人の動きに足踏み感があり、改善の動きにやや弱さがみられる。物価上昇が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。
- H28から地方創生推進交付金が創設され、雇用創出や人材確保などの取組を実施している。

## ※有効求人倍率

(富山県)26年5月 1.40倍 → 令和4年4月 1.55倍 → 令和5年4月 1.49倍 → 令和6年4月 1.43倍 → 令和7年4月 1.44倍  
(全国)26年5月 1.09倍 → 令和4年4月 1.23倍 → 令和5年4月 1.32倍 → 令和6年4月 1.26倍 → 令和7年4月 1.26倍

- 国は、「子ども・若者育成支援推進法」(H22.4.1施行)、同法に基づく大綱として、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定(H28.2)。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
若者の自立の総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・若者支援地域協議会」を設置(H28.8)し、関係機関との連携強化を図るほか、R2.7月には、子ども・若者やその家族からの相談に対して、一時的な受け皿となる子ども・若者総合相談センターを設置した。センターでは、令和4年3月から、SNS(LINE)による相談窓口を開設した。</li> <li>若者の就業支援を行う「ヤングジョブとやま」(富山県若者就業支援センター)における令和6年度の就職者数は899人(対前年度209人減)となっている。引き続き、様々な工夫により利用者数の確保を図り、就職者の支援に努めていく。</li> <li>県内大学進学者の県内就職を促進するため、合同説明会やセミナー等に加え、OB・OGと学生との懇談会の開催、LINEを活用したプッシュ型の情報発信等により、学生への情報発信を強化している。</li> </ul>
職業意識の早期形成を目指したキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29から富山県インターンシップ推進センターを設置し、県内のインターンシップの促進に取り組んでおり、R6は延べ1,663名の学生が県内企業でインターンシップを行った。</li> </ul>
県内企業への就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県外大学進学者の卒業時のUターン就職率は、H18年3月卒の51.3%からR6年3月卒の57.9%へと上昇しており、これまでのUターン施策の成果が着実に現れている。</li> <li>県内大学進学者の県内就職を促進するため、就職支援イベントの開催のほか、県内企業情報紹介サイト「就活ラインとやま」を活用した県内企業のPRなどにより、学生への情報発信を強化している。</li> </ul>

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
若者の自立の総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>不登校やひきこもり、ニートなど子どもや若者が抱える悩みが複雑化・深刻化する中で、社会生活を営む上での困難を有する子どもや若者に適切な支援を行っていくため、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、支援を必要とする子ども・若者を早期発見し、適切な支援に結び付けていく体制づくりが必要。</li> <li>ヤングジョブとやまを中心に、引き続き、若者の就業支援、自立支援を推進するとともに、職場定着のため支援を強化するなど、本県の将来を担う若者の雇用の安定に向けた対策に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	
職業意識の早期形成を目指したキャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規学卒就職者の3年以内離職率は3割程度あり、全国平均よりも低い水準にあるものの、引き続きインターンシップの実施などによる職業観・勤労観の形成や、雇用のミスマッチの解消対策に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	
県内企業への就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年2,500～3,000人が大学等卒業時に県外に流出している。関東、中部、関西は大きな進学エリアとなっており、その学生に対しUターン就職情報を効率的に伝える必要がある。</li> <li>また、県内大学等卒業者の県内企業への就職率は例年6割程度で推移しており、うち県外出身者は2割程度と低い。県内企業の魅力を分かりやすくPRする等、効果的な情報発信に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	

政策の柱	未来とやま	政策名	22 男女共同参画社会づくり			
政策目標	男女がともに、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、経済・社会の活性化に向けてあらゆる分野で女性が活躍していること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定期 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
審議会等における女性委員の割合  (県の審議会等における女性委員の割合)	38.5%	37.3%	35.9%	36.0%	40%以上 60%以下	40%以上 60%以下	要努力	
	指標動向の補足説明	審議会等における女性委員の割合は、下限である40%を下回っている。 ※R5より指標を国の男女共同参画計画の審議会等の定義に準拠し、対象を法令に基づく附属機関に見直した。						
	達成見通しの判断理由	最終目標の下限を達成できており、審議会等において女性の適任者がいる場合は、積極的に登用に努めるよう引き続き取り組む必要があるため、要努力とした。						
男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数(累計)  (男女共同参画チーフ・オフィサーを設置している事業所の数)	141事業所	213事業所 (H29)	291事業所	308事業所	260事業所	310事業所	達成可能	
	指標動向の補足説明	県内事業所の役員クラスの方が、事業所の核となり女性活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など職場における男女共同参画を推進していくため、「男女共同参画チーフ・オフィサー」設置事業所を増やすことで、女性が活躍しやすい環境づくりを進めている。						
	達成見通しの判断理由	H28以降、設置事業所数は増加しており、R6年度、継続設置事業所と新規設置事業所を合わせて、300事業所を超えた。県内企業における男女共同参画や女性活躍への機運の醸成が図られたため、男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所はR6年度をもって廃止。						
男女の地位の平等感  (家庭、職場、慣習等の分野で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合)	家庭27.7% 職場19.4% 慣習等10.0% (H21)	家庭37.4% 職場30.3% 慣習等12.9% (H27)	家庭33.8% 職場26.9% 慣習等10.4% (R3)	家庭33.8% 職場26.9% 慣習等10.4% (R3)	家庭43% 職場33% 慣習等21%	家庭47% 職場36% 慣習等22%	要努力	
	指標動向の補足説明	男女の地位の平等感の割合は、改善傾向にあったものの、R3に調査したところ、前回(H27)調査を下回った。						
	達成見通しの判断理由	中間目標を達成できており、家庭・職場・地域において一層の取組が必要なことから、要努力とした。						

## 2. 補足指標の動向 (元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況)

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
煌めく女性リーダー塾の卒塾生の数(累計)(再掲)	H25:22名 ⇒ H26:48名 ⇒ H27:77名 ⇒ H28:145名 ⇒ H29:209名 ⇒ H30:272名 ⇒ R1:353名 ⇒ R2:398名 ⇒ R3:459名 ⇒ R4:529名 ⇒ R5:600名 ⇒ R6:692名	H25～H27は定員20名程度、H28～R1は定員60名、R2は定員35名、R3～R5は定員45名、R6は定員70名で募集しており、卒塾生累計は順調に増加している。
働き方改革に関するワークショップ等の受講者数(累計)	H29:81名 ⇒ H30:152名 ⇒ R1:167名 ⇒ R2:240名 ⇒ R3:310名 ⇒ R4:479名 ⇒ R5:635名 ⇒ R6:767名	企業の人事労務担当者向けの働き方改革関連のワークショップ等を継続的に実施し、参加者数は順調に増加している。

### 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・「女性活躍推進法」の完全施行(H28.4)や「働き方改革実行計画」(H29.3.28働き方改革実現会議決定)において、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革の推進が目指されている。こうした国の動きを踏まえ、経済団体、労働団体、有識者、行政等と連携しながら女性の活躍推進や働き方改革推進に向けた取組みを一層進める必要がある。
- ・また、令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年4月から一般事業主行動計画の策定義務付けの対象が常時雇用する労働者数301人以上から101人以上の企業に拡大された。
- ・さらに、令和7年の女性活躍推進法の改正により、令和8年4月から男女間賃金差異については、常時雇用する労働者数301人以上から101人以上の企業に公表義務が拡大されるとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられる予定。
- ・平成27(2015)年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられていることから、国においてもあらゆる分野における女性の活躍を推進している。
- ・政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することを目的に、平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたが、わが国の政治分野への女性の参画は諸外国に比べて大きく遅れていることから、政党等による積極的な取組の促進と国と地方公共団体の施策の強化のため、令和3年6月に法律の一部が改正された。
- ・令和2年12月、国は男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年末までの「基本認識」並びに令和7年末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定した。
- ・男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設(R4.10.1施行)、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務付け(R4.4.1施行)などの措置が講じられている。
- ・令和7年3月に国の「若者・女性にも選ばれる地域」に向けた地域の働き方・職場改革等に取り組む自治体の募集があり、全国68の自治体(24県、44市町村)のうちの一つとして富山県が応募し採用された。

### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	C さらなる重点的な施策の推進が必要
施策名	判 定 理 由
性別による固定的役割分担意識の解消	・男女共同参画社会に関する意識調査(R3)結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については「反対」が5割を超えるなど、固定的な性別役割分担意識は解消傾向にある。一方、家事・育児について、主に誰が分担しているかを聞いたところ、7割超が「妻」と回答している。令和5年3月に策定した第5次富山県民男女共同参画計画では、これまで行ってきた固定的な性別役割分担意識解消に加え、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を新たに重点課題に掲げ、施策の重点化を推進している。
政策・方針決定過程への女性の参画の促進	・政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、県の審議会等の各分野において女性人材の情報収集、発掘及び育成などを進めている。目標値の維持に向けて、引き続き取組みを進める必要がある。
女性が能力を發揮し、あらゆる分野で活躍できる環境づくり	・通年募集等により「とやま女性活躍認定企業」の取得を促進し、企業における男女共同参画・女性活躍の推進や働き方改革の推進に関する取組みをより一層進めていく必要がある。

### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課 題 内 容	緊急性
性別による固定的役割分担意識の解消	・男女共同参画社会に関する意識調査(R3)結果によると、家事及び育児の7割超は主に妻が分担していると回答していることから、男性の主体的な家事・育児参画の促進に関する取組み等をより一層進め、性別による固定的役割分担意識・アンコンシャスバイアスの解消に向け重点的な取組みを図る必要がある。	○
政策・方針決定過程への女性の参画の促進	・県全体における審議会等の女性比率については、目標値である40%以上を達成するため、引き続き女性の人材発掘、参画促進に意識的に取り組み、あらゆる分野において女性の育成・登用促進を進めていく必要がある。	
女性が能力を發揮し、あらゆる分野で活躍できる環境づくり	・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定事業所数や煌めく女性リーダー塾の卒塾生は着実に増加しているものの、企業における女性管理職比率(R2:9.2%)は全国平均(R2:9.8%)と比べ低い状況にあり、依然として、働く場における男性中心の労働慣行が残っていることが伺える。令和3年度に策定した「富山県女性活躍推進戦略」に基づき、長時間労働の是正等の働き方改革や意識改革、女性のキャリアアップに向けた企業支援に取り組む必要がある。	

政策の柱	未来とやま	政策名	23 グローバル社会における地域づくり・人づくり			
政策目標	外国人にとっても日本人にとっても暮らしやすい、多文化が共生する地域づくりが進んでいるとともに、環日本海地域やアジアをはじめとする各国地域との幅広い交流・協力のもと、グローバルに活躍する人材が集い、育っていること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
日本語ボランティア養成者数  (とやま国際センター(TIC)で養成したボランティア数(累計))	402人	499人	623人	645人	600人	700人	達成可能	
	指標動向の補足説明	TICでは、H18年度から、富山市以外(H18射水市、H19氷見市、H20黒部市、H21南砺市)で比較的の外国人が多く居住する地域においても、日本語ボランティアの養成に取り組んできており、順調に伸びてきている。						
外国人留学生数  (県内高等教育機関等に在学する留学生数)	571人	542人	442人	483人	590人	640人	要努力	
	指標動向の補足説明	H22～H27までは東日本大震災の影響で減少し、H30～R1においては富士山外国語学院の閉校の影響により減少した。また、R3年以降にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響による減少後、伸び悩んでいたが、徐々に増加傾向にあると言える。 (H23 571人 → H24 567人 → H25 556人 → H26 529人 → H27 527人 → H28 542人 → H29 591人 → H30 605人 → R1 591人 → R2 574人 → R3 476人 → R4 460人 → R5 442人 → R6 483人)						
青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの派遣者数  (人口10万人当たりの派遣者数)	2.8人	2.3人	0.5人	1.1人	現況 (H28(2016))以上	現況 (H28(2016))以上	要努力	
	指標動向の補足説明	近年の派遣者数は、20人前後で推移していたが、新型コロナウイルスの影響により、R2、3は減少した。R4は新型コロナウイルスによる入国制限が緩和され、派遣待機となっていた隊員が順次派遣されたことにより、一時増加に転じたが、R5は再び派遣者数が減少している。 (H26年19人、H27年19人、H28年24人、H29年23人、H30年18人、R1年19人、R2年4人、R3年6人、R4年13人、R5年5人、R6年11人)						
	達成見通しの判断理由	新型コロナウイルスの影響による減少後、派遣活動者が伸び悩んでおり、独立行政法人国際協力機構(JICA)や海外協力隊富山県OB会等が実施する取組みを積極的にバックアップしていくことで、派遣者数の増加を図る必要があることから、達成見通しは「要努力」とした。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
日本海学講座・日本海学シンポジウムの参加者数	H20:425人(71人) ⇒ H21:441人(63人) ⇒ H22:427人(61人) ⇒ H23:391人(78人) ⇒ H24:461人(92人) ⇒ H25:424人(85人) ⇒ H26:463人(93人) ⇒ H27:555人(111人) ⇒ H28:532人(106人) ⇒ H29:381人(76人) ⇒ H30:522人(104人) ⇒ R1:406人(81人) ⇒ R2:333人(67人) ⇒ R3:223人(45人) ⇒ R4:234人(47人) ⇒ R5:341人(68人) ⇒ R6:246人(49人) ※カッコ内は1回あたり	令和5年度に引き続き令和6年度は、会場受講とオンライン受講の選択制で実施。参加者数は減少した。

### 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

#### 【国】

- ・地域における多文化共生推進プランの策定(H18.3月策定、R2.9月改訂:総務省)…各都道府県において同プランの策定を要請
- ・日本再興戦略の策定(H25.6月)…グローバル化等に対応する人材力の強化など
- ・留学生30万人計画の策定(H20.7月:文部科学省)…アジア等からの留学生の受入拡大
- ・入管難民法、住民基本台帳法の改正(H21.7月公布、H24.7月施行)…外国人登録制度を廃止し、外国人も住民基本台帳制度の対象とする
- ・「定住外国人の子どもに対する総合的な教育支援のあり方に関する基本方針」の策定(H22.5月:文部科学省)…教育環境の整備促進を明記
- ・「日系定住外国人施策に関する基本指針」(H22.8月:内閣府)及び「日系定住外国人施策に関する行動計画」(H23.3月:内閣府)の策定
- ・入管難民法の改正(H26.6月公布、H27.4月施行)…高度人材のための新たな在留資格「高度専門職」の創設等
- ・「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)のとりまとめ(H28.6月、文部科学省有識者会議)
- ・入管難民法の改正(H28.11月公布、H29.1月、9月施行)…在留資格「介護」の創設、偽装滞在者対策の強化
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」の閣議決定(H30.6月)…新たな外国人材の受入拡大方針
- ・「外国人の受け入れ環境の整備に関する業務の基本方針」の閣議決定(H30.7月)…法務省を中心に関係府省が連携して取り組む
- ・入管難民法の改正(H30.12月公布、H31.4月施行)…人手不足分野等における新たな外国人材受入れのための在留資格の創設
- ・「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」及び「分野別運用方針」の閣議決定(H30.12月)…改正入管難民法に基づく方針の決定
- ・「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を関係閣僚会議で決定(H30.12月)…外国人材の受け入れ・共生に関して、目指すべき方向性の決定(R元.12月、R2.7月、R3.6月、R4.6月、R5.6月、R6.6月改訂)
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を関係閣僚会議で決定(R4.6月)…外国人との共生社会の実現に向けてビジョンを示し、取り組むべき課題のロードマップを策定(R5.6月、R6.6月一部変更)
- ・「外国人児童生徒受け入れの手引き」の改訂(2019.3月)
- ・「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」を関係閣僚会議で決定(R元.6月)…総合的対応策の更なる充実の方向性を決定
- ・「日本語教育の推進に関する法律」の公布・施行(R元.6月)…日本語教育の推進に関し、国・地方公共団体・事業主の責務及び基本方針の策定について明記
- ・「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」の策定(R2.6月)…日本語教育の推進に関し、具体的な施策を例示
- ・「地域における多文化共生推進プラン」の改訂(R2.9月)…社会経済情勢の変化を踏まえた改訂
- ・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定に関する法律」の施行(R6.4月)
- ・就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格「育成労」制度の公布(R6.6月、公布の日から3年以内に施行)

### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
多文化共生の地域づくり	日本語ボランティア養成者の着実な増加、更には、地域における在住外国人との交流事業や言葉や生活支援などの共生に向けた取組み等、少しずつではあるが地域における多文化共生に向けた環境が整備されつつある。 県内在住の外国人住民数は、年々増加傾向にあり、今後も増加していくものと考えられる。県では、こうした外国人住民を取り巻く状況に対応するため、令和元年9月に策定した「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」に基づき、より一層の施策の推進に努めている。
グローバルに活躍する人材の積極的な受け入れ・育成と活用	国際理解教育や海外の学校との交流等を通して、グローバルに活躍する国際感覚豊かな人材の育成が順調に進んでいる。 ASEAN地域等からの外国人留学生受け入れ・定着促進のため、受け入れ企業と連携して留学生を受け入れ、県内大学院入学から就職までを一貫的に支援。令和6年度は、第6期生を募集し、マレーシア及びベトナムより留学生2名を受け入れた(県内大学院合格、R9.4に県内企業へ就職予定)
多様な国際交流・協力活動への支援	県では、中国遼寧省など4つの自治体と友好提携を締結し、職員・留学生の相互派遣や日本語学習者支援などの幅広い交流を行うとともに、近年では、観光、経済、芸術文化、環境などをはじめとする様々な分野での交流・協力を積極的に行っていている。 また、本県に位置する国連機関NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)RCU(地域調整部)富山事務所の運営・活動を継続して支援するとともに、令和6年度には、NOWPAPの発足30周年とそのRCUが富山県に開設して20周年となったことを記念して、富山県内の学生による活動発表などを行うシンポジウムを実施し、NOWPAPの活動や海洋環境保全について県民への広報に努めている。

### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
多文化共生の地域づくり	・「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」に基づき、多文化共生の取組みを進めてきたところであるが、外国人住民の増加や、企業・地域の人材不足に対して、外国人材の受け入れや定着を図り、地域に活力を取り込むことが必要となっていること、新たに育成労制度が創設されたことなど、外国人住民を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、新たな条例の制定や現行のプランの改訂を検討していく必要がある。	
グローバルに活躍する人材の積極的な受け入れ・育成と活用	・本県の経済や地域社会の活性化のため、優秀な留学生の県内大学への受け入れを拡大し、経済活力、地域活力を支える貴重な人材として育成していくことが必要である。	
多様な国際交流・協力活動への支援	・国連機関が本県にあることやその活動内容等が県民に十分認識されていないことから、県民への広報を積極的に行っていく必要がある。	

## 政策評価表

政策とりまとめ課:地方創生局 ワンチームとやま推進室中山間地域支援・移住促進課 TEL(直通):076-444-4496

政策の柱	未来とやま	政策名	24 「くらしたい国、富山」の発信による移住の促進					
政策目標	富山の暮らしの魅力発信や首都圏をはじめとした大都市圏との交流人口の拡大、地域での受け入れ体制の強化等により、本県への移住者が増加していること。							

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
富山県での移住に関する相談件数  (県・市町村の移住相談窓口等において受け付けた移住に関する相談件数(学生Uターン者を含む))	453件	1,539件	4,745件	4,530件	2,300件	3,000件	達成可能	
	指標動向の補足説明	順調に増加しており、R4年度(4,399件)時点でR8の目標を超える件数となった。						
県・市町村の相談窓口を通した移住者数  (県(富山くらし・しごと支援センター)や市町村の移住相談窓口等を通した移住者数(学生Uターン者を除く))	219人	415人	966人	902人	800人	1,000人	達成可能	
	指標動向の補足説明	順調に増加しており、R5年度は最終目標の1,000人に迫る966人となったが、R6年度は能登半島地震の影響等により減少した。						
	達成見通しの判断理由	これまで、「富山くらし・しごと支援センター」(東京・大阪・名古屋・富山)を設置し、市町村等との連携のもと暮らしと仕事の一元的な相談体制を整備してきており、順調に相談件数が増加している。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
移住促進メールマガジンの読者数	H29:1,051人 ⇒ H30:1,252人 ⇒ R1:1,182人 ⇒ R2:1,366人 ⇒ R3:1,377人 ⇒ R4:1,636人 ⇒ R5:1,824人 ⇒ R6:1,826人	順調に推移している。
富山くらし・しごと支援センターを通した就職者数(再掲)	H23:141人 ⇒ H24:151人 ⇒ H25:166人 ⇒ H26:180人 ⇒ H27:178人 ⇒ H28:210人 ⇒ H29:231人 ⇒ H30:245人 ⇒ R1:260人 ⇒ R2:234人 ⇒ R3:218人 ⇒ R4:235人 ⇒ R5:156人 ⇒ R6:189人	昨年度と比較して県企業情報サイトへの学生登録者数が増加したことにより、学生の当センターを通じた就職者数が増加した。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・国では、R1年度に東京一極集中の是正や地方の担い手不足への対応のため、東京23区(在住者または通勤者)から富山県へ移住し、対象法人に就業した方、または起業された方を対象とした移住支援金・起業支援金制度が創設され、年々その要件が緩和されてきており、また、R6年度には、地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費への支援が追加されるとともに、R7年度には、その交通費支援を受けた学生が、実際に地方に移住する際にかかる移転費も対象となった。
- ・さらに、R2年度補正予算での「地方創生テレワーク交付金」やR3年度補正予算での「デジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生テレワークタイプ」によりサテライトオフィス等の整備・運営等を支援し、地方への新たな人の流れの創出が進められているところである。
- ・本県においては、「くらしたい国、富山」推進本部を中心に、県、市町村が一体となって移住促進に取り組んでいるとともに、R2年度から市町村、民間事業者と連携し、県外からのサテライトオフィスの誘致を図るプロジェクトを推進しているところである。
- ・移住者の受け入れに意欲的な地域を「移住者受入モデル地域」として、H25年度からこれまでに計9地域指定し、市町村と連携した取組みを支援しているが、R4.8に実施された官民協働事業レビューにおいて、この事業成果等について県内全域に横展開し、移住者の受け入れに積極的な地域を増やすべきとの意見あり。

## 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判 定 理 由
富山県の恵まれた就労環境の魅力のPR・暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実	・「くらしたい国、富山」推進本部を中心に、県外からの移住促進に積極的に取り組んだ結果、県・市町村の相談窓口等を通した移住者は、令和5年度には過去最高の966人となり、平成20年度からの16年間で8,600人を超えた。また、移住された世帯主のうち、20・30代が約6割と若い世代の移住意向が高まっている。 ・移住者の相談窓口である「富山くらし・しごと支援センター」の相談体制を拡充し、移住希望者がワンストップで「くらし」と「しごと」の相談ができる体制を整備するとともに、移住セミナーの開催などを通じ、就労環境や子育て環境など富山の魅力の発信に努めてきた。
地域における移住者受入れ体制の強化	・移住者の受け入れに意欲的な地域を「移住者受入モデル地域」として、H25年度からこれまでに計9地域指定し、市町村と連携した取組みを支援しているが、今後も意欲ある地域を追加していくことが必要である。

## 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
富山県の恵まれた就労環境の魅力のPR・暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏に加え、大阪圏をはじめとする大都市圏での情報発信や相談体制の充実など、移住促進に一層戦略的に取り組んでいく必要がある。</li> <li>本県への移住者は、20～30代を中心とした現役世代が多く、若い世代をターゲットとした情報発信やセミナーの開催等が必要である。</li> <li>若い女性の県外流出が大きな課題となっているため、若い女性にアプローチする移住促進策の検討も必要である。</li> </ul>	<input type="radio"/>
地域における移住者受入れ体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も市町村と連携し、「移住者受入モデル地域」を増やすとともに、地域住民の移住促進の取組みに対する機運醸成を図っていく必要がある。</li> </ul>	<input type="radio"/>

政策の柱	未来とやま	政策名	25 自然や歴史・文化など地域の魅力のブラッシュアップと世界文化遺産登録の推進				
政策目標	県内各地域において育まれてきた自然、歴史や伝統文化などの魅力を発掘、再発見するとともに、さらに磨き上げ、次の世代へ継承する活動が活発に行われていること。						

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数  (認証を受けているNPO法人のうち、主としてまちづくりの推進を図る活動を行っているものの数)	46法人	55法人	60法人	61法人	H28(2016) 対比 増加させる	H28(2016) 対比 増加させる	達成可能	
	指標動向の補足説明	令和5年度は、1法人解散したため、1法人減少した。令和6年度は、新たに3法人認証し、2法人解散したため、1法人増加した。						
	達成見通しの判断理由	計画策定時より、少しずつではあるが法人数が増加していることから「達成可能」とした。もっとも、近年解散する法人やNPO法人以外の法人格を選択するケースの増加に伴い、地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数の伸びも鈍化していることから、NPO法人制度の普及啓発や法人への支援を充実化する必要性がある。						
地域文化に関係するボランティア活動者数  (指定文化財など地域の文化資源を対象として保存伝承、体験学習会(研修会)等の活動を継続的に実施している団体の活動者数)	13,510人	13,770人	14,130人	14,150人	14,000人	14,150人	達成可能	
	指標動向の補足説明	コロナ禍の影響で会員数が減少した団体があるが、コロナ禍でも行われた魅力発信や普及啓発事業など様々な取組みにより地域の文化資源の保存伝承に対する県民の意識は高まっている。						
	達成見通しの判断理由	コロナ禍を契機に地域の文化遺産の継承に関する問題意識は高まっており、新たに団体を設立する動きは引き続き活発であることから、活動者数は過去の伸び率と同程度に伸びると考えられる。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
まちづくり総合支援事業 (R4まではまちの未来創造モデル事業及び令和新時代まちづくり推進事業)において民間事業者が取り組む地域数(累計)	H27:3地域 ⇒ H28:6地域 ⇒ H29:8地域 ⇒ H30:10地域 ⇒ R1:10地域 ⇒ R2:10地域 ⇒ R3:11地域 ⇒ R4:11地域 ⇒ R5:11地域 ⇒ R6:11地域	各地域において市町村と地域住民が連携したまちづくりが進んでいる。
国・県・市町村指定文化財及び登録文化財件数	H18:1,305件 ⇒ H19:1,311件 ⇒ H20:1,312件 ⇒ H21:1,307件 ⇒ H22:1,321件 ⇒ H23:1,322件 ⇒ H24:1,325件 ⇒ H25:1,342件 ⇒ H26:1,344件 ⇒ H27:1,359件 ⇒ H28:1,371件 ⇒ H29:1,392件 ⇒ H30:1,403件 ⇒ R1:1,408件 ⇒ R2:1,408件 ⇒ R3:1,416件 ⇒ R4:1,427件 ⇒ R5:1,431件 ⇒ R6:1,432件	登録文化財、市町村指定文化財等の増加が見込まれる。
重要文化財勝興寺の保存修理事業進捗率	H18:38% ⇒ H19:46% ⇒ H20:50% ⇒ H21:53% ⇒ H22:57% ⇒ H23:63% ⇒ H24:68% ⇒ H25:73% ⇒ H26:68% ⇒ H27:73% ⇒ H28:81% ⇒ H29:83% ⇒ H30:90% ⇒ R1:97% ⇒ R2:100%	事業は順調に進み、R2年度で完了した。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

- ・2023年より、ユネスコにおいて、世界遺産登録を目指す締結国が、推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける事前評価制度が導入された。(「彦根城」が2023年7月に申請し、2024年10月に評価結果の通知を受けた。)
- ・国内候補では、2025年1月に「飛鳥・藤原の宮都」の推薦書が提出され、現在の暫定一覧表記載遺産は4件と少なくなってきたことから、文化庁では暫定一覧表の見直しに向けた論議が進められている。(2024年4月に国文化審議会において、新たに暫定一覧表に記載する資産を検討するためのWGが設置された。)
- ・県内では、「立山・黒部を誇りとし世界に発信する県民の会」(愛称:「立山・黒部」ゆめクラブ)や「近世高岡の文化遺産を愛する会」が平成19年度に発足して以来、世界遺産登録に向けて経済界や市民・県民レベルの活動が行われているほか、「立山黒部ジオパーク」の世界ジオパーク認定に向け、民間団体「立山黒部ジオパーク協会」と支援自治体会議が中心となって精力的に取り組んでいる。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
地域の魅力の発掘・再発見とその情報発信の促進	・「義仲・巴」魅力発信事業の実施などによって、地域の魅力を再発見・再認識する機会が増えてきている。
地域の魅力を活かしたまちづくり・賑わいづくり	・平成21年度より、県内14市町において「歴史と文化が薫るまちづくり事業」のモデル地域を選定し、歴史的・文化的資源を活用した個性あふれるまちづくりを実施してきたところである。このほか、平成27年度より「まちの未来創造モデル事業」を開始し、これまでモデル地域として県内10地域を選定してきた。さらに、令和3年度より「令和新時代まちづくり推進事業」を開始し、これまで県内1地域を選定し、市町村と地域住民等が連携したまちづくりを進めている。
伝統文化・伝統芸能の保存・継承やその魅力発信と観光資源化	・新たな文化財指定や文化財登録等により、保存・継承の機運を高めるとともに、無形民俗文化財の技術の保存・継承に向けた様々な取組みが行われている。 ・ユネスコ無形文化遺産に登録された高岡御車山祭の御車山の修理をはじめ、指定文化財の曳山や祭礼用具の修理が順次行われている。
世界文化遺産登録や世界ジオパーク認定に向けた活動の促進	・「立山砂防」については、国際シンポジウム等を開催し、国際的な評価の検証を進めるとともに、県内外にその魅力を発信してきたところであり、2017年11月に本宮堰堤と泥谷堰堤が、既指定の白岩堰堤とともに、「常願寺川砂防施設」として国重要文化財に指定されたほか、同年12月には、「立山砂防施設群」が日本イコモス国内委員会の「日本の20世紀遺産20選」に選定された。 ・「近世高岡の文化遺産群」については、2016年11月に「高岡御車山祭の御車山行事」を含む曳山行事33件が「山・鉢・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されたほか、2022年12月に勝興寺が国宝に指定される等、構成資産の充実を順次進めている。 ・民間レベルでは、「『立山・黒部』を誇りとし世界に発信する県民の会」や「近世高岡の文化遺産を愛する会」のほか、世界ジオパーク認定を目指す「立山黒部ジオパーク協会」が活発に活動を展開しており、県民・市民の中で地域づくりへの意識が高まってきている。

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
地域の魅力を活かしたまちづくり・賑わいづくり	・これまでのモデル地域での取組みを着実に推進するとともに、令和の新たな潮流(新幹線延伸、中山間地域の活性化など)を踏まえたまちづくりを積極的に支援する必要がある。	
世界文化遺産登録や世界ジオパーク認定に向けた活動の促進	・世界文化遺産登録の実現に向け、まずは、本県の提案に対し、文化庁から示された課題(文化財指定や顕著な普遍的価値の検証など)を解決する必要がある。	○

政策の柱	未来とやま	政策名	26 地域の個性を活かした景観づくり			
政策目標	豊かで美しい自然景観や田園景観が守り育てられ、良好な都市景観の形成が行われるとともに、地域の歴史や文化等の個性を活かした景観づくりが進められていること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
景観づくり住民協定の締結件数(累計)  (県または市町村の景観条例に基づく住民協定等を締結した地区の数)	5地区	13地区	18地区	18地区	15地区	17地区	既に達成	
	指標動向の補足説明	住民協定の既締結地区の先進的な景観形成の取組みが広がりをみせ、着実に締結件数が増加している。						
良好な景観形成や防災機能の向上が必要な道路の無電柱化整備延長  (魅力ある景観の形成や災害時における道路の通行確保の観点等から無電柱化が必要な道路延長のうち、無電柱化が整備された延長)	41.5km	45.8km	49.7km	49.7km	47.6km	51.4km	達成可能	
	指標動向の補足説明	現在、無電柱化推進計画に基づき、整備を進めているところである。						
	達成見通しの判断理由	北陸地方無電柱化協議会での合意をふまえ、関係機関と調整を図りながら事業を進めているところであり、現在事業中の箇所が順調に進捗していることから「達成可能」とした。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
建築協定等の件数(建築協定、景観づくり住民協定及び緑地協定の件数)	R2:94件 ⇒ R3:95件 ⇒ R4:94件 ⇒ R5:94件 ⇒ R6:99件	建築協定40件、景観づくり住民協定15件、緑地協定44件

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビュー成長戦略会議委員の意見)

## 【国の動き】

- 平成17年度に良好な景観の形成を図ることを目的に景観法が施行された。
- 平成20年度に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が成立。国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の地区を支援する建造物の復元・修景のための歴史的環境形成総合支援事業が創設された。
- 平成26年度に都市における一定規模の人口を確保等するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等を支援する集約促進景観・歴史的風致形成推進事業が創設された。
- 平成28年度に「道路法37条による道路の占用の禁止又は制限(平成25年度施行)」により、防災上重要な道路について、道路管理者が電柱等の道路の占用を禁止、または制限できるよう措置されるとともに、国が管理する道路において具体的な運用が定められた。

## 【市町村の動き】

- 平成19年度に富山市で建築物の高さを規制する高度地区が都市計画決定され、平成22年度及び、平成28年度に変更(拡大)された。
- 平成21年度に高岡市で「高岡市景観計画」が策定され、平成29年度に変更をした(届出対象の拡大)。
- 平成23年度に富山市で「富山市景観計画」が策定された。
- 平成23年度に高岡市で「高岡市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受けた。
- 平成24年度に高岡市で「高岡市新幹線新駅周辺景観形成ガイドライン」が策定された。
- 平成24年度に高岡市金屋町が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。
- 平成24年度に砺波市で市民と行政との協働による散居村の保全と活用シンポジウムが開催された。
- 平成26年度に砺波市で「砺波市景観まちづくり計画」が策定された。
- 平成28年度に砺波市で散居村の伝統家屋である「岡本家」が県内で初めて景観重要建造物に指定された。
- 平成28年度に南砺市で「五箇山景観計画」が策定された。
- 平成30年度に氷見市で「氷見市景観計画」が策定された。
- 令和元年度に南砺市で「国指定史跡越中五箇山相倉集落 越中五箇山菅沼集落保存活用計画」が策定された。
- 令和2年度に高岡市吉久が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

## 【民間の動き】

- 南砺市で平成16年度に1件、平成17年度に1件、平成23年度に1件、令和4年度に1件の計4件の景観づくり住民協定が締結された。
- 高岡市で平成21年度に1件、平成26年度に1件、計2件の景観づくり住民協定が締結された。
- 黒部市で平成22年度に1件の景観づくり住民協定が締結された。
- 砺波市で平成26年度に4件、平成27年度に2件、平成28年度に1件、平成30年度に1件、令和2年度に1件、令和3年度に1件、令和5年度に1件の計11件の景観づくり住民協定が締結された。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	A 概ね順調
施策名	判定理由
歴史・文化など地域の個性を活かした景観づくり	・県内14市町において「歴史と文化が薫るまちづくり事業」のモデル地域を選定し、歴史的・文化的資源を活用した個性あふれるまちづくりや、官民協働で取組む、地域の特性を活かした先駆的な水辺のまちづくりを実施してきたところである。このほか、「まちの未来創造モデル事業」において、県内10地域を、「令和新時代まちづくり推進事業」において、県内1地域をモデル地域として選定し、市町村と地域住民等が連携したまちづくりを進めている。
美しい沿道景観づくり	・道路の無電柱化については、これまで富山市、高岡市など県下7市2町における中心市街地の幹線道路、主要な駅周辺地区及び県内を代表する観光地などにおいて計画的に実施してきた。 ・昭和61年度からおおむね5年サイクルで、通算8期にわたり無電柱化計画を策定・実施している。(第8期無電柱化推進計画:令和3年度～令和7年度。) ・電線の無電柱化には整備に多大な費用がかかるとともに、電線管理者の負担も大きいといった課題があるが、今後とも一層コストの縮減に努めるとともに、電線管理者の理解と協力を得て、引き続き推進していく必要がある。
県民参加の景観づくり活動への支援	・景観づくり住民協定は令和6年度まで18地区で締結され、景観づくり推進施策の成果が現れている。新たな住民協定を検討している地区もあり、市町村と連携し速やかに支援できる体制を整えている。 ・景観条例に基づく顕彰制度や、優れた景観を眺望できる地点として指定したとやまビューポイント(ふるさと眺望点)のPRなどを実施し、県民の景観に関する意識啓発に取り組んでいる。

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
歴史・文化など地域の個性を活かした景観づくり	・これまでのモデル地域での取組みを着実に推進するとともに、令和の新たな潮流(新幹線延伸、中山間地域の活性化など)を踏まえたまちづくりを積極的に支援する必要がある。	
美しい沿道景観づくり	・屋外広告物条例の基準に適合し、周辺景観と調和した屋外広告物の普及を図る必要がある。また、違反広告物の是正を市町村が積極的に行いうよう、市町村との連携をさらに推進する必要がある。	
県民参加の景観づくり活動への支援	・地域住民の景観づくりが積極的、かつ、自主的に進められるよう、意識向上を図るとともに、建築物等の修景への支援が必要である。	

## 政策評価表

政策とりまとめ課 農林水産部 農村振興課

TEL(直通):076-444-3380

政策の柱	未来とやま	政策名	27 豊かで美しい農山漁村の持続的な発展と都市との交流			
政策目標	かけがえのない自然、新鮮で安全な食、伝統文化、自然エネルギー等の地域資源の活用や、都市住民との交流などにより、個性豊かで美しい農山漁村が形成されていること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
農林漁業等体験者数  (県内における棚田オーナー、観光農園、地引網等の体験活動に参加した延べ人数)	42,900人	58,877人	79,554人	79,554人 (R5)	64,500人	70,000人	達成可能	
	指標動向の補足説明	令和2年度以降新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、低い水準にあつたが令和5年度は最終目標値である70,000人を上回る79,554人となった。						
農村環境保全活動参加者数  (農地法面の草刈りや水路の補修など農村環境の保全のための集落ぐるみの活動への参加者数)	—	66,756人	69,758人	67,357人	68,000人	69,000人	達成可能	
	指標動向の補足説明	活動集落が1,406(H28)→1,420(R6)と増加し、活動は拡大したが、高齢化や後継者不足による活動取りやめが発生し、前年1,448(R5)からは減少している。						
	達成見通しの判断理由	市町村と連携して、既存活動集落に対して、活動の充実につなげるよう参考となる事例の横展開を図るとともに、活動継続が困難な理由とされる人材不足や事務負担について、集落間連携や外部人材の活用を促進し、未取組みの集落に対しては、新規組織の設立、既存組織との連携による参加を支援することで、活動集落数の増加が見込まれる。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
地域と企業・団体等が連携する地域活性化活動数	H24:14団体 ⇒ H25:24団体 ⇒ H26:29団体 ⇒ H27:35団体 ⇒ H28:45団体 ⇒ H29:49団体 ⇒ H30:54団体 ⇒ R1:59団体 ⇒ R2:67団体 ⇒ R3:76団体 ⇒ R4:87団体 ⇒ R5:101団体 ⇒ R6:118団体	「中山間地域チャレンジ支援事業」を活用した地域活性化の取組活動が毎年新たに実践され、累計活動団体数は着実に増加している。
農業・農村サポーター活動参加者数	H26:125人 ⇒ H27:77人 ⇒ H28:145人 ⇒ H29:61人 ⇒ H30:35人 ⇒ R1:106人 ⇒ R2:98人 ⇒ R3:201人 ⇒ R4:223人 ⇒ R5:255人 ⇒ R6:284人	参加者は着実に増加しており、元気とやま創造計画アクションプランにおける活動指標のR8目標(245人)をR5時点で達成している。
都市との交流による農山漁村活性化重点地域の指定数	H22:36地域 ⇒ H23:39地域 ⇒ H24:41地域 ⇒ H25:41地域 ⇒ H26:42地域 ⇒ H27:43地域 ⇒ H28:46地域 ⇒ H29:47地域 ⇒ H30:48地域 ⇒ R1:48地域 ⇒ R2:48地域 ⇒ R3:49地域 ⇒ R4:49地域 ⇒ R5:49地域 ⇒ R6:51地域	「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき、着実に指定を行っている。

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

## 【農林水産省】

- ・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(H27.4施行)を制定し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら、集中的かつ効果的に支援を行うこととしている。
- ・「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(H19.5)を制定し、関係省庁連携のもと、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図っている。
- ・「棚田地域振興法」(R1.6)を制定し、荒廃の危機に直面する棚田の保全により、棚田地域の有する多面にわたる機能を維持増進し、棚田地域の持続的発展等を図ることとなった。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
快適で豊かな農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的機能支払制度の取組集落数 1,420集落(R6)</li> <li>ワクワクとやまむらづくり推進大会の開催 年1回</li> <li>水土里探訪ウォークや農山村写真展など、農村環境創造基金等を活用した事業を通じ、農山村保全活動への県民の理解・参加を促進している。</li> </ul>
中山間地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域等直接支払制度の集落協定数は321(R6)、対象農用地に占める取組率は85.6%(R6)に達しており、農業生産活動の継続的な取組みが進められている。</li> <li>6次産業化販売金額:98億円(R5)</li> <li>中山間地域の集落と企業・団体等が連携して取り組む地域活性化の活動を支援する「中山間地域チャレンジ支援事業」において、毎年、新たな団体を支援している。</li> <li>荒廃農地の再生・解消を促進するため、県単独事業を活用し、再生利用や保全管理等の取組みを推進してきており、徐々に解消が進んでいる。</li> <li>イノシシ等による農作物被害を防止するため、集落環境管理や侵入防止柵の整備、捕獲活動等を総合的に支援している。</li> <li>「富山県中山間地域創生総合戦略(R2.3策定)」に基づき、集落存続への不安や地域を担う人材不足等多くの課題について、総合的に対策を進めていく必要がある。</li> </ul>
都市との交流拡大、移住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍を経て、都市住民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、週末とやま農村Life等の都市農村交流事業の継続的な実施に加え、農村における労働力の確保や人材の育成、幅広い世代への効果的な情報発信を行うなど、県内の農山漁村地域に都市住民を呼び込む新たな対策を講じ、関係人口の拡大・深化や移住・定住を促進させる必要がある。</li> </ul>

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
快適で豊かな農村環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的機能支払制度の取組集落数の増加及び継続的な取組を支援するため、地域のリーダー・後継者の育成を図る必要がある。</li> <li>富山県農村環境創造基金等を活用した事業を効果的に実施し、農村環境保全活動に対する県民の理解と参加に一層努めていく必要がある。</li> </ul>	
中山間地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化については、取組者の増加と事業規模の拡大を図る必要がある。</li> <li>人口減少や高齢化の進行に伴い、荒廃農地の増大が懸念されることから、集落機能の維持に向けた体制づくりや棚田地域振興活動などの発生防止対策を継続して進める必要がある。</li> <li>「中山間地域チャレンジ支援事業」の支援終了後のフォローアップに努める必要がある。</li> <li>イノシシによる農作物被害が多いため、「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づき、地域ぐるみによる集落環境管理、侵入防止対策、捕獲対策の3つの対策からなる総合的な取組みの一層の定着を図る必要がある。</li> <li>中山間地域の住民が豊かな生活を安心して営むことができる生活の利便性が確保された地域社会とするための施策を推進する必要がある。</li> </ul>	
都市との交流拡大、移住促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づき指定された重点地域に対し、県外との交流人口の拡大に取り組むモデル地域を選定し、重点的に支援する必要がある。</li> <li>コロナ禍を契機として、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方が浸透していることを受け、農山漁村地域における都市部の若者の受入や地域づくりの担い手確保、移住・定住促進の取組みを支援する必要がある。</li> </ul>	

## 政策評価表

政策とりまとめ課：農林水産部 森林政策課

TEL(直通):076-444-3385

政策の柱	未来とやま	政策名	28 水と緑の森づくり・花と緑の地域づくり			
政策目標	水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりとそれを支える人づくりの推進が図られているとともに、四季折々の花と緑が満ちあふれた快適な生活環境が形成されていること。					

## 1. 県民参考指標の動向

指標名 (指標の定義)	基 準		評価		目 標		達成見通し	
	策定5年前 H23	計画策定時 H28	R5	R6	中間 R3(2021)	最終 R8(2026)		
里山林の整備面積(累計) (竹林を含む里山林を整備する面積)	1,296ha	2,628ha	4,061ha	4,201ha	3,600ha	4,600ha	達成可能	
	指標動向の補足説明	富山県森づくりプランに沿って、H19～H28年度の10年間で2,600haを、H29～R8年度の10年間で2,000haの里山林整備を計画的に進めている。						
	達成見通しの判断理由	富山県森づくりプランに沿って、水と緑の森づくり税を活用しながら計画的に整備を進めることとしており、目標は達成できるものと見込んでいる。						
優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積(累計) (スギの伐採跡地に植栽する優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽面積)	—	42ha	218ha	249ha	200ha	500ha	要努力	
	指標動向の補足説明	富山県森づくりプランに沿って、H24～28年度の5年間で42haを、H29～R8年度の10年間で460haの無花粉スギの植栽を計画的に進めている。						
	達成見通しの判断理由	民間事業者の参入を進め、苗木の計画的な供給を図るとともに、主伐後の造林を推進し、植栽場所の確保に努めているが、苗木生産の不安定性や主伐の停滞により、目標の達成にはさらなる努力が必要となっている。						
県民参加による森づくりの年間参加延べ人数 (県民による森づくり活動への年間参加延べ人数)	10,775人	12,439人	10,461人	12,074人	13,000人	13,000人以上	達成可能	
	指標動向の補足説明	富山県森づくりプランに沿って、R8年度の年間参加延べ人数が13,000人となるよう、とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティアの活動支援を進めている。						
	達成見通しの判断理由	新型コロナウイルスによる減少はあったものの、とやまの森づくりサポートセンターによる森林ボランティア活動への効果的な支援を継続することとしており、R6は回復の傾向が見られることから目標は達成できるものと見込んでいる。						

## 2. 補足指標の動向（元気とやま創造計画アクションプランで設定した「活動指標」の毎年度の進捗状況）

参考データ	数値実績	数値実績の補足説明
里山再生整備実施地区数(累計)	H25:216地区 ⇒ H26:242地区 ⇒ H27:268地区 ⇒ H28:293地区 ⇒ H29:316地区 ⇒ H30:338地区 ⇒ R1:360地区 ⇒ R2:377地区 ⇒ R3:395地区 ⇒ R4:412地区 ⇒ R5:420地区 ⇒ R6:429地区	富山県森づくりプランに沿って、計画的に里山林整備を進めているが、作業員単価の上昇が影響し進捗に遅れが見られる。 アクションプラン目標値 2026年度 510地区
優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の苗木生産本数(累計)	H25:9,625本 ⇒ H26:19,455本 ⇒ H27:49,445本 ⇒ H28:90,969本 ⇒ H29:131,929本 ⇒ H30:175,510本 ⇒ R1:208,768本 ⇒ R2:279,598本 ⇒ R3:346,265本 ⇒ R4:421,045本 ⇒ R5:506,469本 ⇒ R6:581,122本	苗木の生産体制の整備を進めてきたが、生産技術の不安定性と需要の停滞により、生産数量は計画値を下回ってきた。 アクションプラン目標値 2026年度 1,000千本
とやまの森づくりサポートセンターの登録団体数	H25:99団体 ⇒ H26:111団体 ⇒ H27:117団体 ⇒ H28:124団体 ⇒ H29:126団体 ⇒ H30:130団体 ⇒ R1:133団体 ⇒ R2:140団体 ⇒ R3:144団体 ⇒ R4:141団体 ⇒ R5:139団体 ⇒ R6:137団体	県民参加の森づくりの推進により、新たな団体の創設、登録が想定されるが、会員の高齢化等により登録を抹消する団体もあり、減少傾向にある。 アクションプラン目標値 2026年度 150団体
県民が主体的に取り組む花と緑のまちづくりに対する支援実績(累計) ※新拠点創出支援事業	H24:53回 ⇒ H25:62回 ⇒ H26:82回 ⇒ H27:93回 ⇒ H28:100回 ⇒ H29:106回 ⇒ H30:113回 ⇒ R1:122回 ⇒ R2:128回 ⇒ R3:138回 ⇒ R4:148回 ⇒ R5:158回 ⇒ R6:167回	花と緑の元気とやま推進プランに基づき、重点的に取り組んでいるが、コロナ禍を受けて進捗に遅れが生じた。 アクションプラン目標値 2026年度 190回

## 3. 政策をとりまく国、市町村、民間の動き／外部の意見(官民協働事業レビューや成長戦略会議委員の意見)

## 【国の動き】

- ・H19年2月23日関係閣僚会合で了承された「美しい森林づくり推進国民運動」の基本方針に基づき、都市住民、企業等の森林づくりへの参画を推進することとしており、国民の幅広い協力のもと、国産材の利用、地域づくり、森林づくりを進めるべく運動を展開している。
- ・令和3年6月には、新たに「森林・林業基本計画」が策定され、生活の身近にある里山林の継続的な保全管理や利用等の推進、多様な主体による植樹など国民参加の森林づくり活動の促進、花粉症対策に資する苗木の生産や植栽などによる花粉の少ない森への転換などを掲げて取り組んでいる。

#### 4. 政策目標の達成(進捗)状況

達成状況	B 概ね順調であるが、より一層の施策の推進が必要
施策名	判定理由
水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進	・地域住民による継続的な里山林の整備等は順調に推移しているが、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の植栽については、苗木生産と植栽面積に一部停滞が見られ、生産の安定と植栽場所の確保に努める必要がある。
とやまの森を支える人づくりの推進	・新型コロナウィルスの影響を受けたが、とやまの森づくりサポートセンターによる森づくり活動への支援等により順調に進んでおり、引き続き県民に対して森づくりへの理解を醸成し、森づくりボランティア等の参加を促進する必要がある。
県民緑化運動の推進と花と緑のあふれる地域づくり	・コロナ禍の影響はあったものの、現時点では概ね順調に推移しているが、人口減少社会を迎える手の確保が必要となっている。

#### 5. 政策目標達成に向けての課題

施策名	課題内容	緊急性
水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりの推進	・森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることから、県民の理解の下、その主体的な参画により推進されることが重要となっている。また、「立山 森の輝き」の植栽面積については、生産の安定化と需給バランスの確保が課題となっている。	○

